

南箕輪村障がい者福祉計画

令和6(2024)年度～令和8(2026)年度



南箕輪村障がい者福祉計画の策定にあたって

新型コロナウイルス感染症の拡大や物価高騰等による社会的な影響により、ここ数年で生活様式が大きく変化しています。それに伴って、村民の皆様からお受けする相談も、障がい、介護、生活困窮や子育てなど、様々な要因が絡み合う複雑な事例が増えていると感じています。



村では、令和6年度から福祉課に相談係を新設し、複雑かつ多様化する相談に社会福祉士等の専門職が対応していきます。適切な支援にスムーズにつなぐとともに、その方に寄り添った伴走型支援をさせていただくことで、気持ちよく暮らしていただくお手伝いができればと思っております。

上伊那圏域地域自立支援協議会では、部会の活動の中で「見える化」を進めてきています。「見える化」とは、障がい、介護、医療など様々な分野・職種を超えて各制度について学び、顔の見える関係づくりをしていくことで、利用できるサービスがあるのに支援者が知らないが故に使えないといったことをなくするための取組です。具体的には、高齢者施設で精神保健福祉士による職員研修会を行い、高齢者で精神疾患のある方への対応について学んだり、福祉の人材不足が深刻となっている現状をふまえ、上伊那地域の高等学校に出かけ、精神障がいを抱える当事者と生徒が交流し、その方の症状や生活を支える支援者の役割を学ぶ出前講座を行ったりと、暮らしやすい地域づくりのための取組を行っています。

病院や施設が終の棲家ではなく、地域への移行が推進されている今、ライフステージごとに切れ目のない支援を受けながら、障がいの有無に関わらず自らの意思決定によって住み慣れた地域で生活することができる共生社会の実現が求められています。

村では、今回策定した計画を推進し、「いつまでも幸せに暮らせるむらづくり」に取組んで参りますので、関係団体や関係事業所、村民の皆様の一層のご理解とご協力をお願いします。

結びに、本計画の策定にあたり、貴重なご意見やご提案をいただきました「南箕輪村福祉計画策定懇話会」の委員の皆様をはじめ、アンケート調査やヒアリングにご協力いただきました多くの村民の皆様に、心からお礼申し上げます。

令和6（2024）年3月

南箕輪村長 藤城 栄文

<目 次>

I	計画の概要	1
1	計画策定の背景と趣旨	1
2	計画の目的.....	2
3	計画の性格・位置づけ	2
4	計画の期間.....	3
	（1）計画の期間.....	3
	（2）計画の進行管理.....	3
5	「障がい者」「障がい児」の定義	3
II	本村における現状.....	4
1	障がい者の現状.....	4
2	障がい者の意識・ニーズ等	6
	（1）日常生活における支援の状況.....	6
	（2）希望する暮らし、日常生活における困りごと	9
	（3）就労の状況.....	1 3
3	関係団体等の把握する障がい者福祉の課題.....	1 6
	（1）障がい福祉施策全般について	1 6
	（2）障がい福祉サービスについて.....	1 7
4	全国的な課題	1 8
5	本村における障がい福祉の課題のまとめ	1 9
第7期障がい者計画		2 0
I	障がい者計画について	2 1
II	施策の展開.....	2 3
1	差別の解消・権利擁護の推進・虐待の防止.....	2 3
2	安全・安心な生活環境の整備.....	2 5
3	情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実	2 7
4	防災、防犯等の推進.....	2 8
5	保健・医療の推進	3 0
6	自立した生活の支援・意思決定支援の推進.....	3 2
7	教育・療育・育成	3 4

8 雇用・就業、経済的自立の支援	3 5
9 文化芸術活動・スポーツ等の推進	3 6
第7期障がい福祉計画	3 7
I 障がい福祉計画について	3 8
1 第7期障がい福祉計画に係る国の基本指針等	3 8
II 主な目標	4 0
1 障がい福祉計画の成果目標	4 0
2 活動指標	4 3
第3期障がい児福祉計画	6 1
I 障がい児福祉計画について	6 2
1 計画の性格	6 2
2 国の指針等	6 3
II 主な目標	6 4
1 障がい児支援の提供体制の充実（成果目標）	6 4
2 活動指標	6 6
資料編	7 0
資料1 用語解説	7 1
資料2 南箕輪村福祉計画策定懇話会設置要綱	7 6
資料3 南箕輪村福祉計画策定懇話会委員名簿	7 8
資料4 策定の経過	7 9

※「障がい」の表記について

南箕輪村では、原則として「障害」の表記については、「障がい」を使用することとしています。これは、一般的に漢字の「害」の字は「そこなう」「わざわざ」などの否定的な意味があるため、人の状態を表すときに「害」を用いることは、人権尊重の観点から好ましくないものと考えられるためです。ただし、人の状態を表現していない場合、または固有名詞、法令名などを表記する場合は、そのまま「障害」を使用します。

※「課名」の表記について

課名については、令和6（2024）年4月以降の課名を使用しています。

※令和5（2023）年度の実績数値について

本計画内の令和5（2023）年度の実績数値については令和6（2024）年1月末時点の数値を記載しています。

I 計画の概要

1 計画策定の背景と趣旨

平成 18（2006）年 4 月に、障害者自立支援法（平成 17（2005）年法律第 123 号。以下「自立支援法」という。）が施行され、市町村は、障害福祉計画を策定し、必要な障がい福祉サービスや相談支援等を計画的に提供することが定められました。本村では、平成 23（2011）年度に「第 1 期障がい者福祉計画」を策定しましたが、障がい者福祉に関する法制度等は大きく変化しています。

自立支援法が改正され平成 25（2013）年 4 月から施行された「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（以下「総合支援法」という。）では、障がい者の範囲に難病患者等が加えられたほか、基本的人権を持つ個人として尊重され、どこで誰と暮らすのかを自分で選択できることなどが盛り込まれました。また、平成 28（2016）年 5 月には、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律」（平成 28（2016）年法律第 65 号）が成立し、障がい児支援のニーズの多様化への対応等が盛り込まれ、平成 30（2018）年度から障害児福祉計画の策定が義務づけられました。

また平成 28（2016）年 4 月には、障がいを理由とする差別の解消の推進に関する基本的事項や、障がいを理由とする差別解消の措置などについて定めた「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（障害者差別解消法）が施行されました。さらに令和 4（2022）年 5 月からは、全ての障がい者が、社会を構成する一員として社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加するために、障がい者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策を総合的に推進することを目的とした「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律」（令和 4（2022）年法律第 50 号。以下「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」という。）が施行されています。

近年は、新型コロナウイルス感染症拡大による様々な社会的影響や、激甚化する自然災害への対策など、日常生活の様式が大きく変化しています。こうした変化の中で、障がいのある人が取り残されることのないよう配慮しながら、障がい福祉施策を進めていくことが求められています。

2 計画の目的

この計画は、障害者基本法（昭和 45（1970）年法律第 84 号。以下「基本法」という。）、総合支援法及び児童福祉法（昭和 22（1947）年法律第 164 号）に示された国の基本指針に基づき必要事項を定め、南箕輪村第 5 次総合計画基本計画（以下「村総合計画」という。）に掲げた主要施策（①障がい福祉サービスの充実、②生活環境の向上・情報提供、③社会参加と自立支援）の一層の充実に図り、それを実現することを目的とします。

また、障がい者が自らの能力を最大限発揮し自己実現できるよう支援するとともに、障がい者の活動を制限し、社会への参加を制約している社会的な障壁を除去するため、村が取り組むべき基本的施策の方向を定めるものです。

3 計画の性格・位置づけ

南箕輪村は、制度変更や現状の評価を踏まえ、令和 8（2026）年度の福祉サービス等の目標を設定した「南箕輪村障がい者福祉計画」を策定します。この計画は、今後必要となる福祉サービスの確保のための方策を定め、村の障がい者施策を総合的かつ計画的に推進するため、村総合計画、南箕輪村地域福祉計画に即して策定するものです。

「南箕輪村障がい者福祉計画」は、基本法第 11 条第 3 項に定める「市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画（市町村障害者計画）」、総合支援法第 88 条第 1 項に定める「市町村障害福祉計画」及び児童福祉法第 33 条の 20 第 1 項に定める「市町村障害児福祉計画」を一体的に策定します。

また、国の「障害者基本計画（第 5 次）」、「長野県障がい者プラン 2018」の内容を踏まえ策定します。

4 計画の期間

(1) 計画の期間

令和6（2024）年度から令和8（2026）年度までの3年間を計画期間とします。南箕輪村障がい者計画と南箕輪村障がい福祉計画は第7期、南箕輪村障がい児福祉計画は第3期とします。

年度	令和3 (2021)	令和4 (2022)	令和5 (2023)	令和6 (2024)	令和7 (2025)	令和8 (2026)	令和9 (2027)	令和10 (2028)	令和11 (2029)
計画 期間	前期計画								
				障がい者計画(第7期) 障がい福祉計画(第7期) 障がい児福祉計画(第3期)					
							次期計画		

(2) 計画の進行管理

本計画における成果目標・活動指標等の数値目標は、1年に1回その実績を把握し、必要に応じて障がい者福祉計画の中間評価として分析・評価を行い、計画の変更や事業の見直し等を行います。

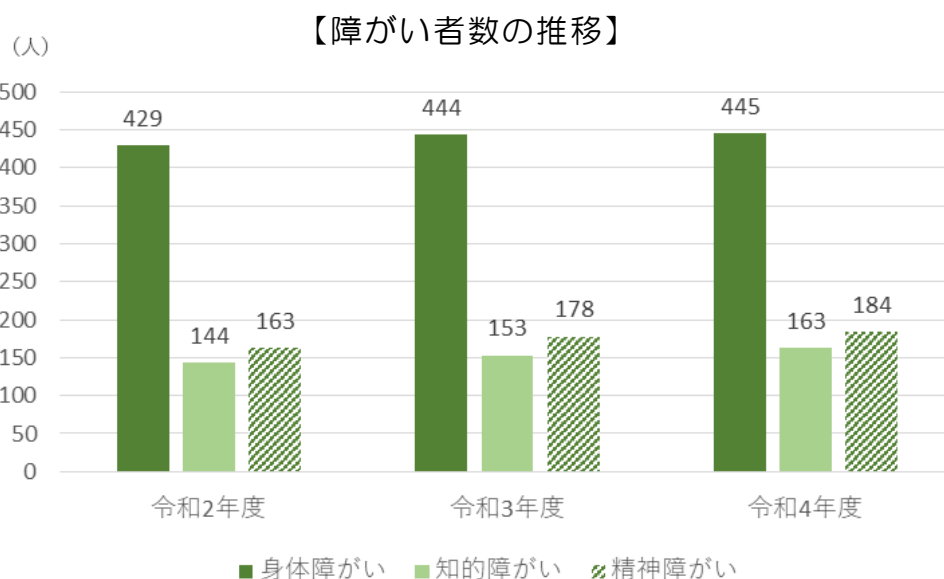
5 「障がい者」「障がい児」の定義

この計画の障がい者とは、基本法第2条第1項に規定する、「身体障害、知的障害、精神障害、発達障害及びその他の心身の機能の障害がある者であって、障害及び社会的な妨げにより継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの」とします。また、障がい者のうち、満18歳に満たない児童を障がい児とします。

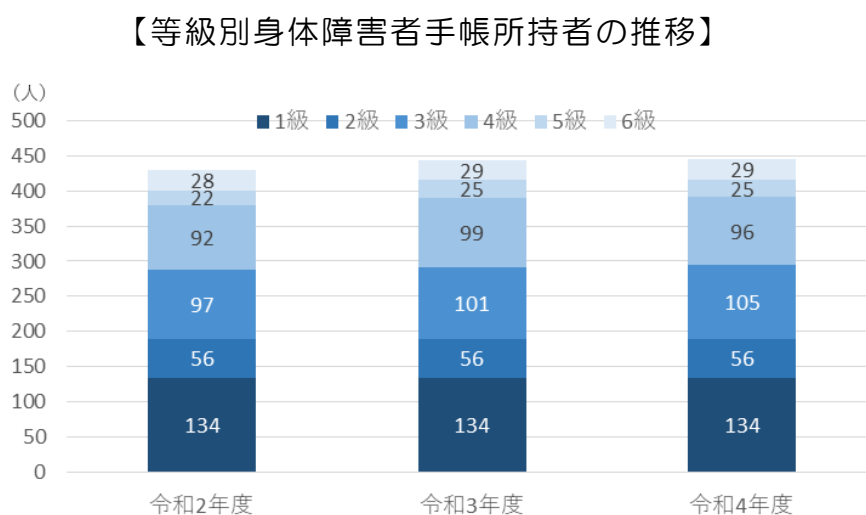
Ⅱ 本村における現状

1 障がい者の現状

村内の身体障がい者（身体障害者手帳所持者）、知的障がい者（療育手帳所持者）、精神障がい者（精神障害者保健福祉手帳所持者）の数は以下のとおりです。障がい者数は、身体・知的・精神のいずれも増加傾向にあります。



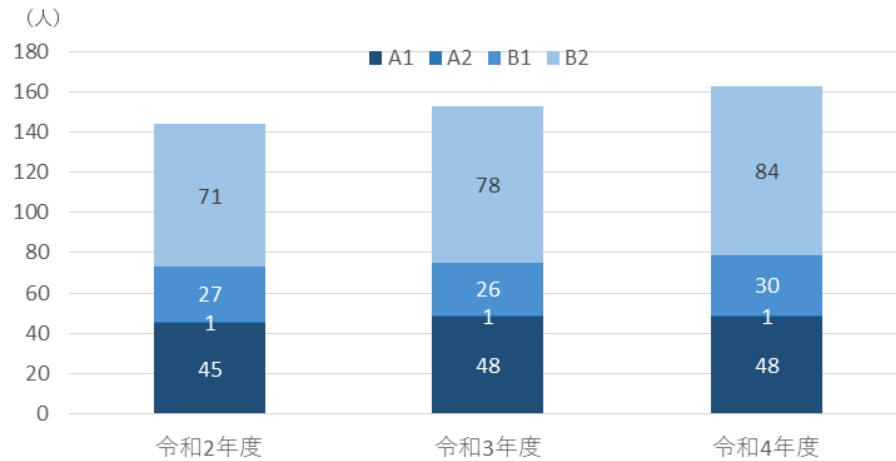
出典：南箕輪村統計



出典：南箕輪村統計

身体障害者手帳の所持者数を等級別にみると、「1級」が134人と最も多く、次いで「3級」「4級」の順になっています。年度の推移でみると、この3か年度で最も増加しているのは「3級」で8人増となっています。

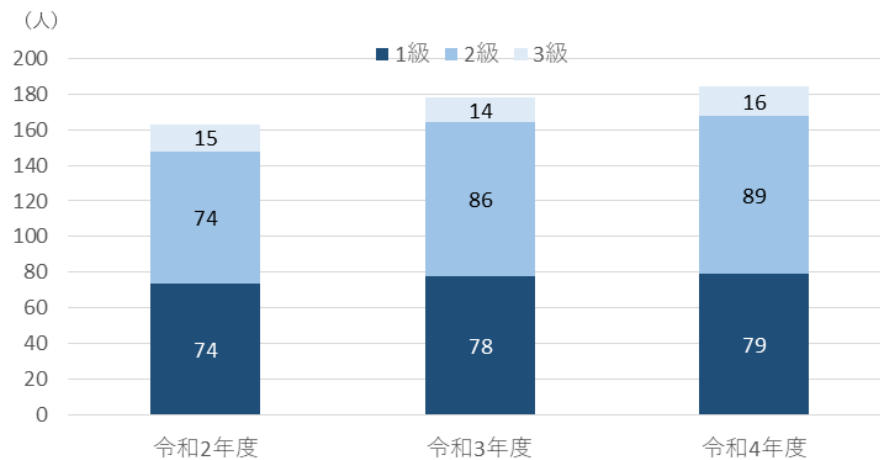
【等級別療育手帳所持者の推移】



出典：南箕輪村統計

療育手帳の所持者数を等級別にみると、最も多いのは「B2」で 84 人となっています。この3か年度で最も増加しているのも「B2」で、13 人の増加となっています。

【等級別精神障害者保健福祉手帳所持者の推移】



出典：南箕輪村統計

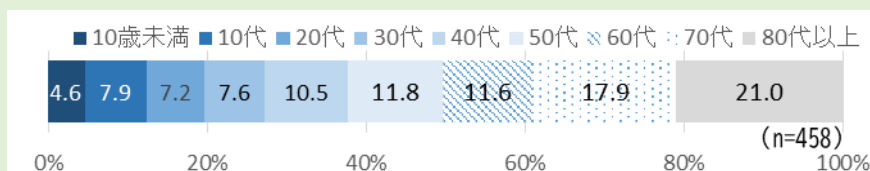
精神障害者保健福祉手帳の所持者数を等級別にみると、最も多いのは「2 級」で、89 人となっています。この3か年度で最も増加しているのも「2 級」で、15 人の増加となっています。

2 障がい者の意識・ニーズ等

本節では、村内の障がい者を対象としたアンケート調査から、日常生活における意識やニーズ等を整理します。

■実施概要

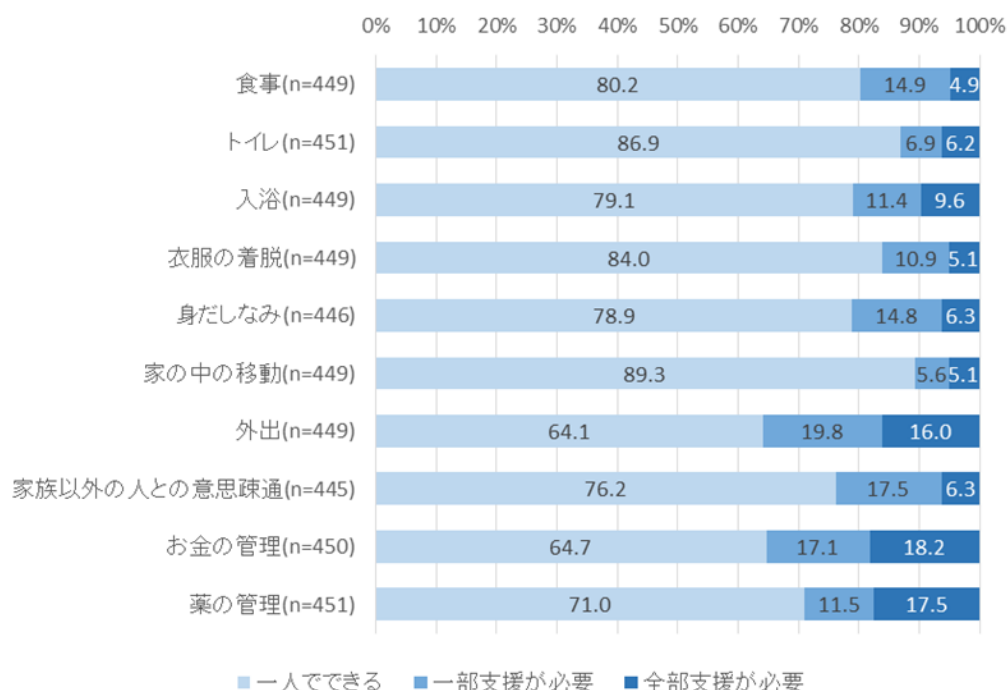
- ・調査対象者…南箕輪村における障害者手帳所持者および福祉サービス利用者
- ・配布数……890 人
- ・調査期間……令和 4（2022）年 9 月 8 日（火）
～令和 4（2022）年 9 月 30 日（水）
- ・調査方法……質問紙法（郵送等による配布・回収）
- ・有効回収数…466 人（有効回収率：52.4%）
- ・回答者の年代



（１）日常生活における支援の状況

①日常生活において支援を要すること

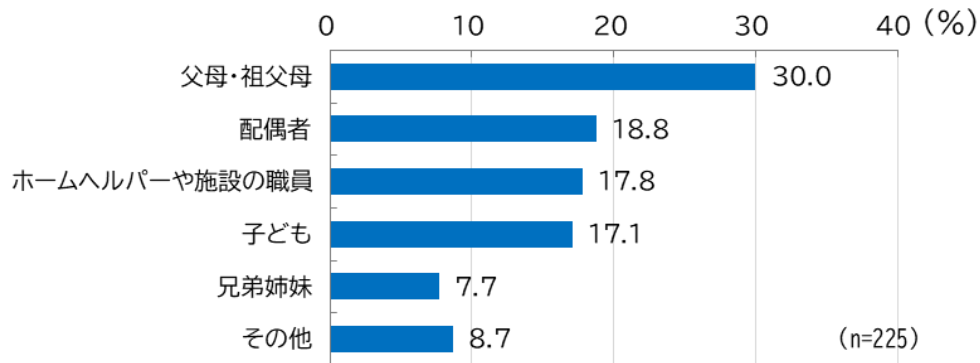
「一人でできる」の回答が 80%を超えているのは「食事」「トイレ」「衣服の着脱」「家の中の移動」となっています。一方で、「一人でできる」の回答が 60%代と低いものとしては、「外出」「お金の管理」があります。また「全部支援が必要」の割合が 10%を超えているものをみると、「外出」「お金の管理」に加えて「薬の管理」があります。



②日常生活での支援者

「父母・祖父母」が最も割合が高く 30.0%となっています。

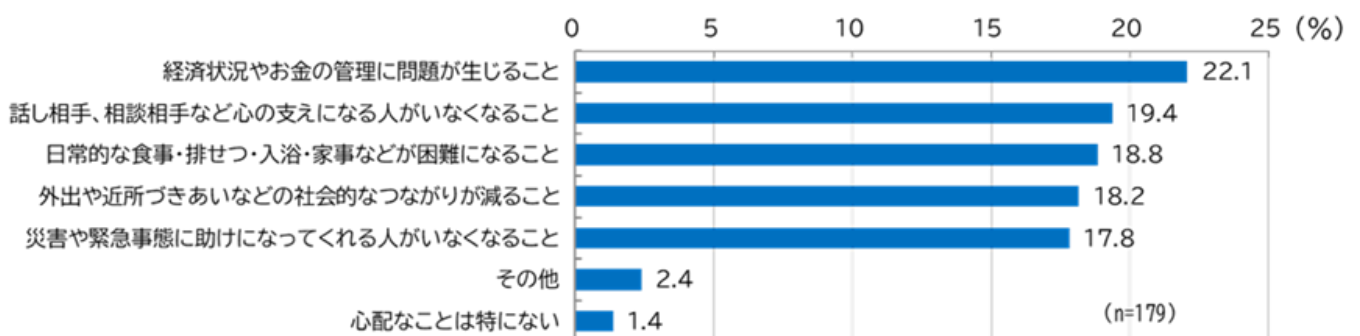
障がい別にみると、身体障がいでは「子ども」「配偶者」が多く、知的障がいでは「父母・祖父母」が多く、精神障がいでは「父母・祖父母」「配偶者」が多くなっています。



	身体障がい者(n=117)	知的障がい者(n=49)	精神障がい者(n=42)
父母・祖父母	15	39	15
配偶者	39	1	12
ホームヘルパーや施設の職員	32	11	10
子ども	41	1	5
兄弟姉妹	10	5	6
その他	14	4	7
合計	117	49	42

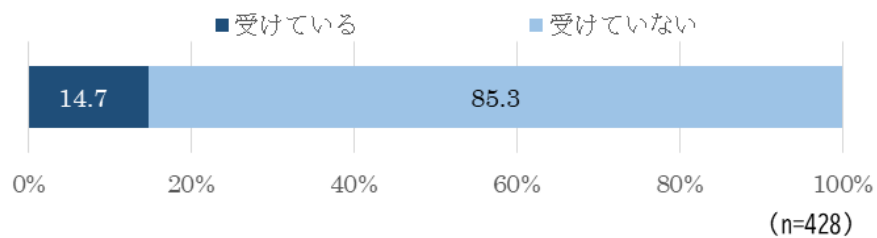
③支援者が支援できなくなったときに心配なこと

「経済状況やお金の管理」が最も割合が高く 22.1%となっています。次いで、「話し相手、相談相手など心の支えになる人がいなくなること」「日常的な食事・排せつ・入浴・家事」「社会的なつながりが減ること」「災害や緊急事態の助け」の順となっています。

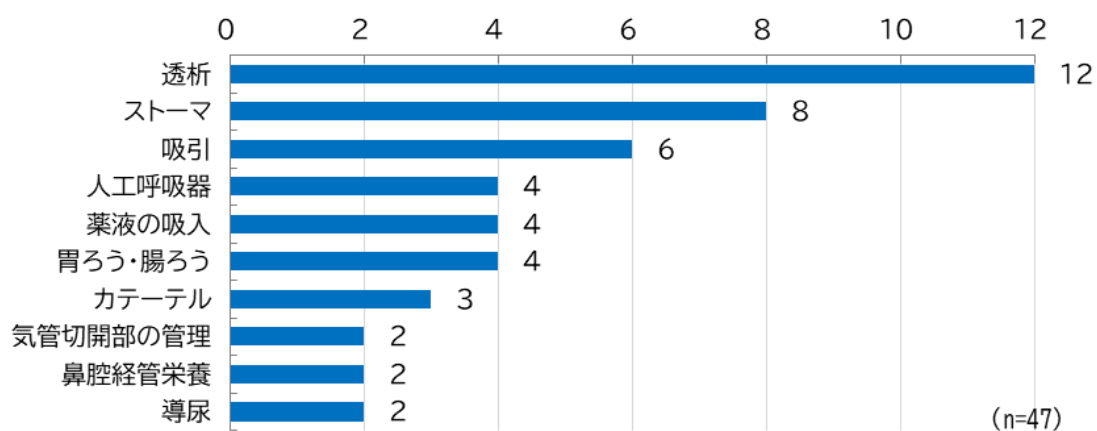


④医療的ケア*の状況

医療的ケア*を受けている割合は 14.7%です。その種類では、「透析」が最も多く、次いで「ストーマ」「吸引」と続きます。



〈受けている医療的ケア*の種類〉（複数回答）



※上記以外の「その他」の回答は上記から省略

(2) 希望する暮らし、日常生活における困りごと

①支援者が支援できなくなる場合に備えて検討していること

「まだ考えていない」を除けば、いずれの障がいでも「グループホームや施設の利用」を検討している人が多い状況です。

	身体障がい者(n=91)	知的障がい者(n=39)	精神障がい者(n=32)
グループホームや施設の利用	36	17	9
相談支援専門員やケアマネジャー、行政職員などに相談している	17	5	3
兄弟姉妹や親せきと相談している	7	6	4
成年後見制度を利用	2	1	1
その他	7	2	4
まだ考えていない	41	17	20
合計	91	39	32

	1級	2級	3級	4級	5級	6級	持っているが級数不明
10歳未満	0	0	0	0	0	0	0
10代	1	0	1	0	0	0	0
20代	1	0	1	0	0	0	0
30代	0	0	0	0	0	0	0
40代	1	0	0	0	0	0	1
50代	0	1	0	0	0	0	0
60代	0	0	0	0	0	0	1
70代	2	3	1	0	0	1	0
80代以上	6	4	5	2	1	3	0
合計	11	8	8	2	1	4	2

	A1	A2	B1	B2	障がいがあるが持っていない
10歳未満	0	0	0	0	0
10代	5	0	0	1	0
20代	6	1	0	0	0
30代	1	0	0	0	0
40代	0	0	0	0	0
50代	1	0	2	0	0
60代	0	0	0	0	0
70代	0	0	0	0	0
80代以上	0	0	0	0	0
合計	13	1	2	1	0

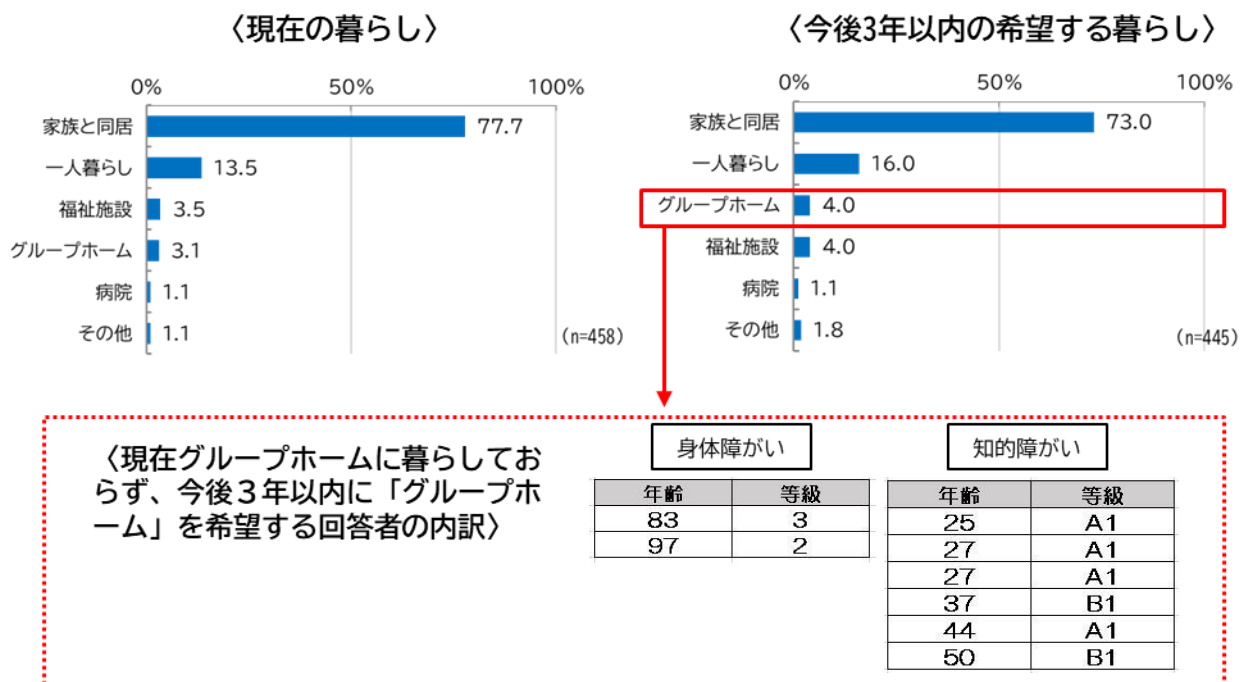
	1級	2級	3級	障がいがあるが持っていない
10歳未満	0	0	0	0
10代	0	0	0	0
20代	0	0	0	0
30代	0	0	0	0
40代	0	0	0	1
50代	0	2	1	0
60代	2	0	0	0
70代	1	1	0	1
80代以上	0	0	0	0
合計	3	3	1	2

- ・「グループホームや施設の利用」を検討している人をみると、比較的重度の人の回答が多い傾向があります。
- ・知的障がいでは、比較的若い世代でのニーズがみられます。

②現在と希望する暮らし

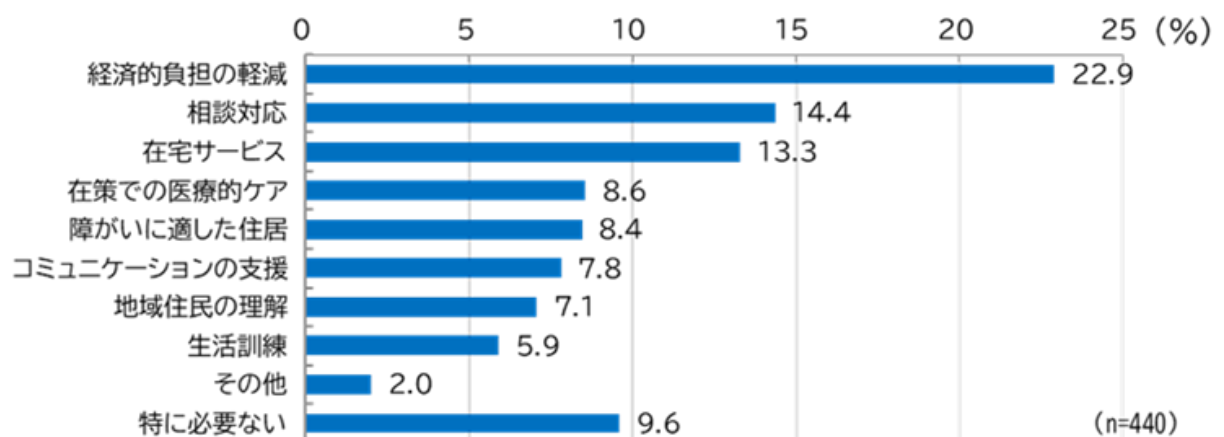
現在の暮らしから今後3年以内で希望する暮らしになると「一人暮らし」が2.5ポイント、「グループホーム」が0.9ポイント、「福祉施設」が0.5ポイント増加します。

うち「グループホーム」を希望する者の内訳は、身体2人、知的6人となっています。



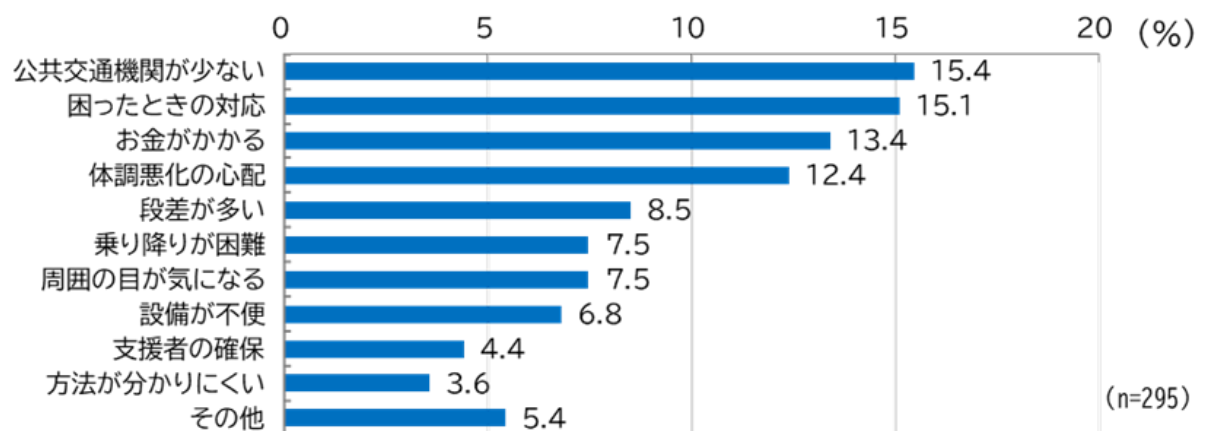
③暮らしのために必要な支援

「経済的負担の軽減」が最も高い割合（22.9%）で、次いで「相談対応」「在宅サービス」等となっています。



④外出するとき困ること

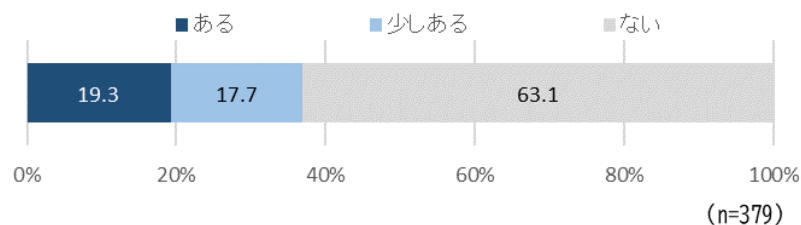
「公共交通機関が少ない」(15.4%)、「困ったときの対応」(15.1%)、「お金がかかる」(13.4%)等となっています。



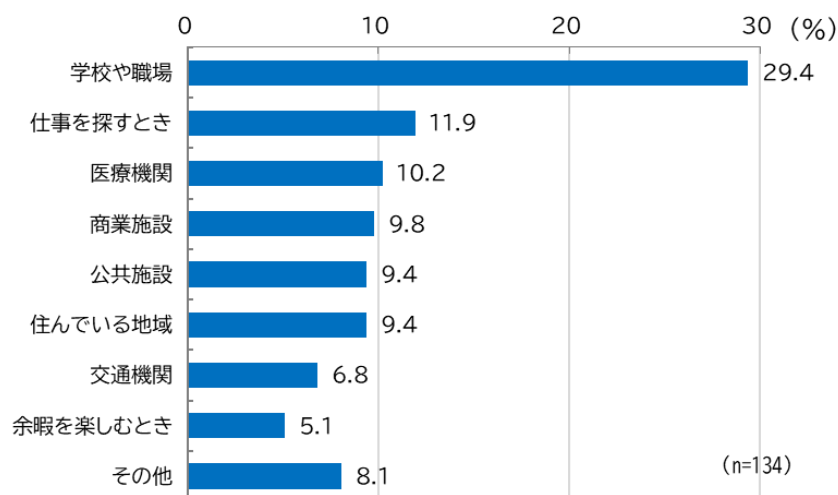
⑤差別を受けた経験

差別を受けた経験では、「ある」が 19.3%、「少しある」を含めるとその割合は 37.0%にのびります。

差別を受けた場所では、「学校や職場」の割合が最も高く (29.4%)、ついで「仕事を探すとき」(11.9%)、「医療機関」(10.2%)となっています。



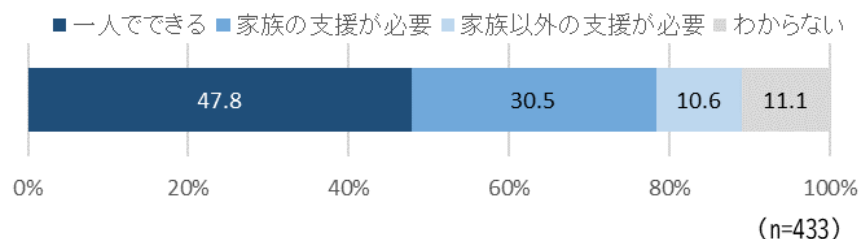
〈差別を受けた場所〉(複数回答)



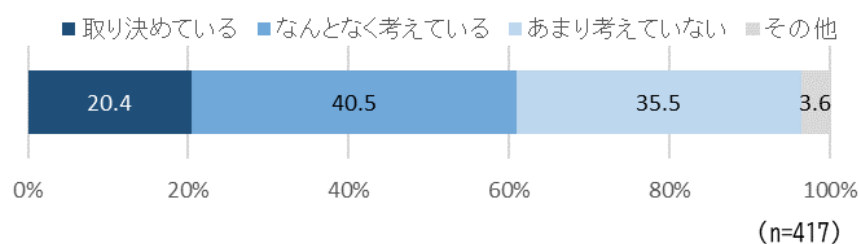
⑥災害時について

災害時に一人で避難できるかについては、「一人でできる」割合は 47.8% となっています。また災害時の避難について取り決めているかについては、「取り決めている」が 20.4%、「なんとなく考えている」も含めると 60.9% となっています。

〈災害時に一人で避難できるか〉



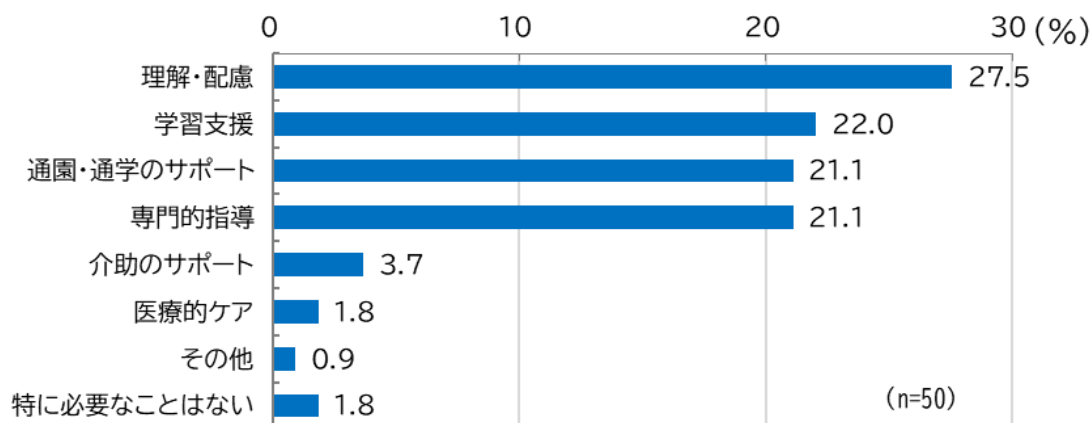
〈災害時の避難についての確認と取り決め〉



⑦障がい児に必要な支援

障がい児の保護者に対し、通園・通学先で必要な支援について聞くと、「(保育士や教員の) 理解・配慮」が最も割合が高く (27.5%)、ついで「学習支援」(22.0%) となっています。障がい種別にみると、知的障がいの保護者の意見が全般的に多くなっています。

〈通園・通学先で必要な支援〉(最大3つまで選択)



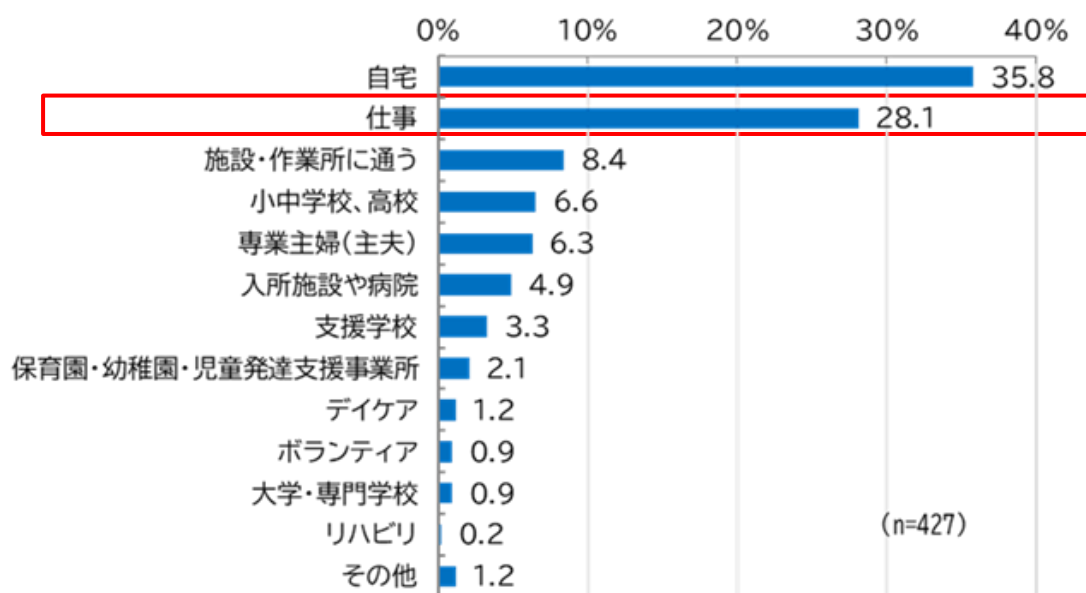
(3) 就労の状況

①日中の過ごし方

日中の過ごし方として最も割合が高いのは「自宅」にいて、35.8%となっています。

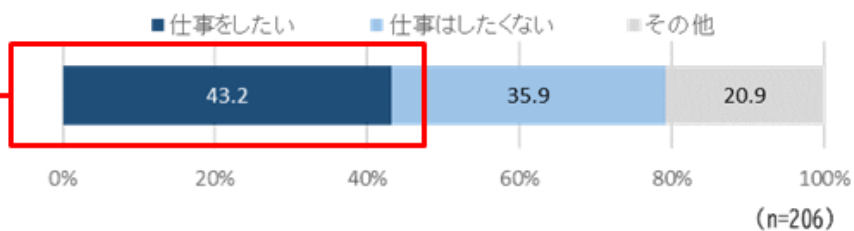
日中に「仕事」をしている人の割合は28.1%で、2番目に高い割合となっています。

この他には、「施設・作業所に通う」(8.4%)、「小中学校、高校」(6.6%)、「専業主婦(主夫)」(6.3%)などとなっています。



②日中仕事をしていない人の今後の就労希望

日中仕事をしていない人のうち 43.2%が「仕事をしたい」と回答しています。



身体障がい

	1級	2級	3級	4級	5級	6級	持っているが級数不明
10歳未満	0	0	0	0	0	0	0
10代	0	0	0	0	0	0	0
20代	2	2	1	0	0	0	0
30代	0	0	0	0	0	0	0
40代	1	0	1	0	0	0	0
50代	0	2	1	0	1	0	0
60代	1	2	3	2	0	0	1
70代	3	2	4	3	0	1	0
80代以上	3	2	0	1	0	0	0
合計	10	10	10	6	1	1	1

知的障がい

	A1	A2	B1	B2	障がいがあるが持っていない
10歳未満	0	0	0	0	0
10代	0	0	1	0	0
20代	1	1	1	1	0
30代	1	0	1	1	0
40代	1	0	0	0	0
50代	1	0	2	1	0
60代	0	0	0	0	0
70代	0	0	0	0	0
80代以上	0	0	0	0	0
合計	4	1	5	3	0

精神障がい

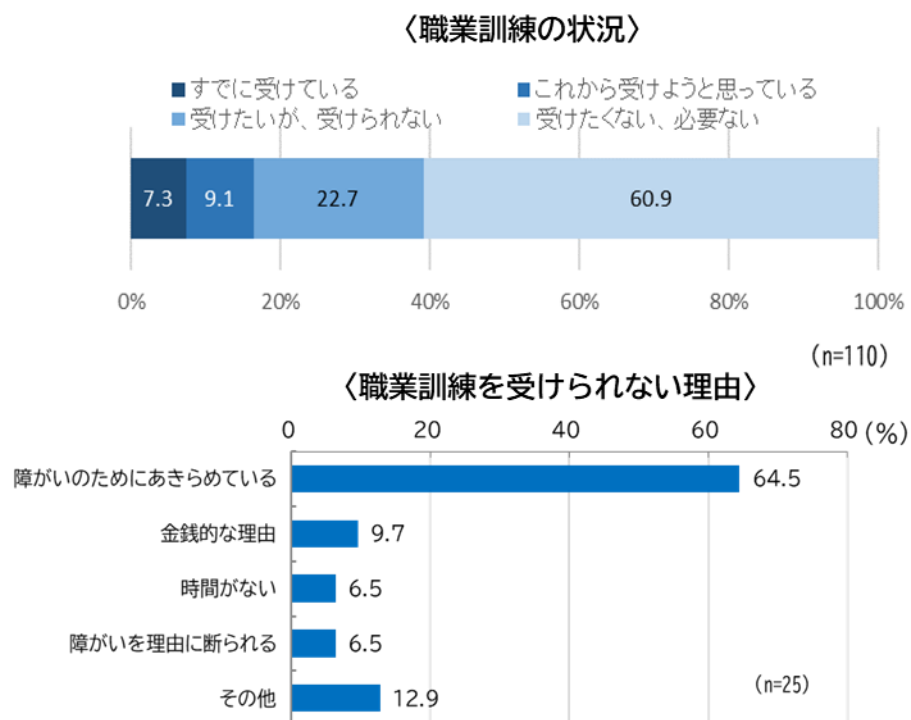
	1級	2級	3級	障がいがあるが持っていない
10歳未満	0	0	0	0
10代	0	0	0	0
20代	1	2	0	0
30代	4	3	0	0
40代	4	7	1	1
50代	1	1	1	0
60代	1	0	0	1
70代	0	0	0	0
80代以上	0	0	0	0
合計	11	13	2	2

- 重度者の就労希望がみられます。
- 身体障がいでは、60代以上の就労希望がみられます。

③職業訓練の状況

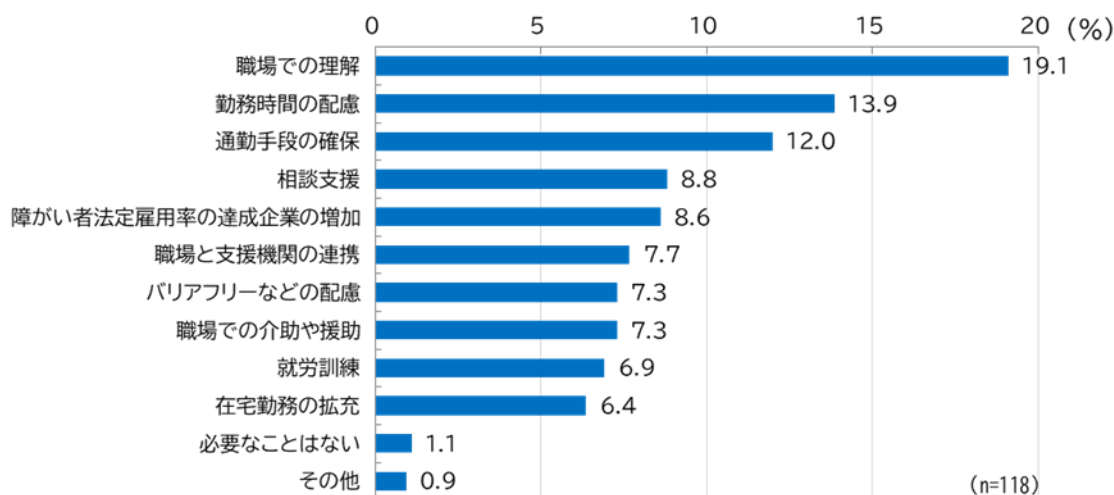
就労希望者に職業訓練の状況を聞いたところ、「受けている」「受けようと思っている」の合計が16.4%、「受けられない」「受けたくない」の合計が83.6%でした。

このうち「受けられない」理由を聞くと、「障がいのためにあきらめている」が最も多く64.5%を占めています。



④就職のために必要な支援（日中仕事をしている回答者のみ）（複数回答）

「職場での理解」が最も割合が高く（19.1%）、次いで「勤務時間の配慮」（13.9%）、「通勤手段の確保」（12.0%）等となっています。



3 関係団体等の把握する障がい者福祉の課題

本節では、村内の障がい福祉に関連する団体等を実施したヒアリング結果をもとに、本村での障がい福祉の現状と課題について、当事者に近い立場から把握されている課題等の概況を整理します。

■ヒアリング実施概要

- ・日程……令和 5（2023）年 10 月 20 日～令和 5（2023）年 10 月 25 日
- ・対象……南箕輪村手をつなぐ育成会（知的障がい者当事者団体）
放課後等デイサービスほしあい
相談支援事業所 IMAKOKO
特定非営利活動法人じりつ支援ネットいな（相談支援専門員）

（１）障がい福祉施策全般について

①周知・意識啓発について

課題等	求められる対応等
・買い物や移動など日常の場面での偏見が残る。「障がい者は自分とは違う」という意識が根強い。 ・障がいのある人が地域に出ていくのをためらう側面がある。 ・福祉サービスの周知不足も要因と考えられる。	⇒障がいのある人とともに生きる意識の醸成 ⇒買い物や移動での偏見や無理解をなくすこと ⇒福祉サービスの周知、利用促進

②地域移行、一般就労移行のための環境づくり

課題等	求められる対応等
・障がいのある人が地域生活に移行する選択肢が不足しており、親の高齢化等に対応できるか不安がある。 ・地域生活の場の選択肢のひとつであるグループホームも事業所・人材不足の状況にある。 ・地域移行支援としての住民同士の支え合いはあまり機能していない。	⇒「ちょっとした日常の支え合い」などで地域生活をできるだけ後押ししていくこと

③教育について

課題等	求められる対応等
・障がいのある人が子どものころから「困ったときには誰かに頼っていいんだよ」と認識していくことが大切。 ・教育の現場では人員不足もあり負担が大きい。	⇒生きていく力（頼るスキル・知識）を学ぶ機会 ⇒障がい児教育研修の充実

④居場所づくりについて

課題等	求められる対応等
・福祉サービスの時間や対象の狭間にある人の居場所が不足している。 ・不登校、ひきこもりへの対応が不十分。 ・障がい児が卒業した後の支援が途切れがちで、地域生活に向けた不安が大きい。	⇒福祉サービス以外の部分での頼り先・居場所づくり ⇒障がい児の卒業後の地域生活を見据えた移行支援、人とつながる居場所づくり

（２）障がい福祉サービスについて

①事業所・人材の確保全般について

課題等	求められる対応等
・事業所・人材は慢性的に不足している。 ・立ち上げたいという意思のある人がいても相談対応や支援が行き届いていない。	⇒事業所の新設・拡大を支援するネットワークや相談支援の拡充

②地域移行支援・グループホーム

課題等	求められる対応等
・親亡き後の生き方の選択肢が限られる。 ・グループホームの需要はあると見られるが、設備投資に費用がかかることや人員確保に難しさがある。	⇒グループホーム新設への補助や誘致の検討 ⇒村外施設も含めた広域でのニーズ対応

③重度訪問介護・ショートステイ

課題等	求められる対応等
・ 重度訪問介護の事業所や、安心して預けられるショートステイ先が不足している。	⇒事業所や人材の確保等でのサービス拡充

④就労支援

課題等	求められる対応等
・ 障がい児の卒業後に就労支援にスムーズにつながっていない（支援が途切れがち）。	⇒事業所の連携等による切れ目のない支援
・ 卒業後の学びや経験の機会、どのような暮らし方・働き方が合っているかを柔軟に試せる機会が十分でない。	⇒障がいのある人の社会生活の選択肢が限定されない配慮、体制

⑤相談支援

課題等	求められる対応等
・ 本人の望む暮らしをしていくための意思決定支援の充実。	⇒多岐にわたる相談に応じられる横断的相談支援
・ 相談支援専門員の不足、負担の大きさ。	⇒専門員の確保、処遇改善

4 全国的な課題

国は「第5次障害者基本計画」において、近年の社会情勢や生活様式の変化等を踏まえると、今後の障がい福祉の推進にあたっては以下のような点を押さえておく必要があるとしています。

① 社会情勢の変化への対応 ・ 新型コロナウイルス感染症拡大による影響への対応 ・ SDGs の視点（誰も取り残されることのない社会環境づくり） ・ 情報アクセシビリティの向上と ICT 活用の取組 ② 施策における新しい視点 ・ ヤングケアラーを含む家族支援の充実 ・ ICT を活用したインクルーシブ教育*システムの推進 ③ 新しい法律への対応 ・ 障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法（令和4（2022）年施行） ・ 改正障害者差別解消法（民間事業者の合理的配慮*が義務化／令和6（2024）年施行）
--

本村の障がい福祉施策においても、こうした点を踏まえることが求められます。

5 本村における障がい福祉の課題のまとめ

前節までの内容をもとに、本村の障がい福祉施策における主な課題を整理します。

①ともに暮らすという意識の醸成

- ・差別を受けた経験のある人は依然として一定数あり、差別解消の取組が引き続き求められる。
- ・障がいのある人が日常生活（仕事、移動、買い物など）を送るにあたっては、ハード的なバリアフリーに加えて、幅広い住民の無意識な偏見の解消や、ともに暮らしていくという意識醸成が求められている。
- ・教育において、障がいの有無に関わらない交流や学びなどのインクルーシブ教育*の推進が求められている。

②安全と安心のための取組

- ・自然災害や感染症への対策も踏まえて重要性の高まっている防災対策に、障がいのある人の視点を導入することが重要。
- ・様々な障がいの特性に応じて必要な情報を受け取ることができる、情報アクセシビリティの向上が求められる。

③望む暮らしができるための環境づくり

- ・障がいのある人が地域で自立的に生活するには、地域側の受け入れスタンスの向上や、ちょっとしたサポートなどができる、支え合いのための環境づくりが重要となっている。
- ・障がい児にとって、将来の進学・就職や地域生活を見据えた切れ目のない支援体制を構築することが求められる。
- ・障がいのある人の抱える多岐に渡る相談に対応し、できるだけ幅広い選択肢のなかでの意思決定をサポートできるように、相談支援機関を核として様々な相談窓口や生活支援との連携・情報共有を強化することが求められる。また広域の視点も持ちながら、グループホームなど村内での生活の場としての選択肢の拡充についての検討も必要となっている。
- ・福祉サービスの利用時間の空きに対応した、気軽に立ち寄れる地域での居場所づくりも重要。

第7期障がい者計画

I 障がい者計画について

障がい者計画の基本的視点

前章までに整理した本村の障がい福祉の現状と課題、および国の「第5次障害者基本計画」に示された考え方等を踏まえて、本計画の基本的視点を以下の3つと定めます。

(1) 共生社会の実現を目指して、理解を深め支え合う

「心のバリアフリー」を推進

障がいの有無に関わらず全ての人々が、相互に理解を深め、支え合う「心のバリアフリー」を推進します。また、障がいを理由とした不当な差別的扱いや、虐待を受けることがないように、障がい者の権利を擁護する取組を推進します。

(2) 誰もが、地域で安心して暮らせる自立生活への支援

障がいの種別や軽重に関わらず、地域のなかで自分らしく安心して生活していけるように、必要なサービス基盤の整備を図り、安全で暮らしやすいむらづくりを推進します。

また、障がいの内容やライフステージに応じた切れ目のない総合的な支援ができる環境を整備するために、保健・医療・福祉・教育・労働などの関係機関の連携を推進します。

(3) 生きがいのある、充実した生活を送ることができる社会づくりの推進 —ともにつくる、ともに暮らす地域—

障がいの有無に関わらず、だれもが就労やスポーツ、文化活動など、社会のあらゆる活動に主体的に参加し、その人らしく、生きがいのある、充実した人生を送ることができる「ともに暮らす」地域づくりに取組めます。

基本的視点に基づいて、本村では以下の施策を推進します。

- 1 差別の解消・権利擁護の推進・虐待の防止
- 2 安全・安心な生活環境の整備
- 3 情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実
- 4 防災、防犯等の推進
- 5 保健・医療の推進
- 6 自立した生活の支援・意思決定支援の推進
- 7 教育・療育・育成
- 8 雇用・就業、経済的自立の支援
- 9 文化芸術活動・スポーツ等の推進

各施策の詳細を次ページより示します。

Ⅱ 施策の展開

1 差別の解消・権利擁護の推進・虐待の防止

〔現状と課題〕

◆障がいの有無に関わらずだれもが暮らしやすい共生社会をつくるにあたっては、障がいを理由とした差別や偏見を解消し、社会的障壁を取り除くことが重要です。上伊那圏域では「かみいな圏域差別解消協議会」が中心となって、合理的配慮*や障がい者の権利に関する知識の普及・啓発に努めていますが、いまだに学校や職場などの日常生活で、障がい者が差別や偏見を感じる場面が多々あるのが実情です。

◆障がい者の権利侵害の防止や適切な権利の行使、いわゆる「権利擁護」として、「南箕輪村権利擁護ネットワーク連携協議会*」と「権利擁護ネットワーク上伊那全体協議会*」が設置されており、福祉課と上伊那成年後見センターによる相談窓口も運用されています。しかし権利擁護において重要な役割を担う成年後見制度*はまだ十分に認知・利用が進んでおらず、虐待に関しては家族全体が課題を抱えているケースもみられ、障がい分野に留まらない対応が課題となっています。

〔施策の方向〕

- ◆差別・偏見を解消するための意識啓発に取り組むことで、無意識の偏見のように、見えにくい障壁も含めて解消していきます。
- ◆権利擁護に関する周知・利用促進を進めます。
虐待の未然防止・早期発見・再発防止を進めます。

〔施策〕

◆差別・偏見解消のための意識啓発

	取組	主担当課
①	学校・職場などの日常生活における差別や無意識の偏見解消のための広報・周知啓発に取り組めます。	福祉課
②	事業者による合理的配慮*がなされるよう、広く村内の事業所・団体などへ普及啓発を行います。	福祉課

◆権利擁護・虐待の防止

＜権利擁護の周知・啓発＞

	取組	主担当課
③	「県障がい者虐待防止・差別解消連携会議」と連携を図り、虐待防止・差別解消の推進に取り組む。	福祉課
④	権利擁護支援が必要な人を早期発見できるよう、成年後見制度*の利用が有効な状態像を関係機関と共有します。また、上伊那他市町村とも協議しながら、権利擁護ニーズを把握するためのアセスメントツールの活用を検討します。	福祉課
⑤	権利擁護ニーズの精査・支援方針の策定・後見人候補者の選定・チームの支援・類型変更や後見人等の変更が適切にできるよう、必要に応じて南箕輪村権利擁護ネットワーク連携協議会*を開催し、事例を通じて連携の円滑化を図ります。	福祉課
⑥	成年後見制度*の担い手確保のため、上伊那成年後見センターに委託して、市民後見人*及び法人後見受任機関の育成、新たな担い手が活動しやすい体制整備を引き続き推進します。	福祉課
⑦	相談支援専門員との連携を強化し、中核機関が支援者をサポートできる体制を構築します。	福祉課

＜虐待の未然防止＞

	取組	主担当課
⑧	障がい者とその家族が抱える課題の早期解決と障がい者虐待を未然に防止するため、南箕輪村権利擁護ネットワーク連携協議会*や関係機関との連携強化とアセスメントの充実を図ります。	福祉課
⑨	村虐待防止センター（福祉課内）の周知を図り、障がい者虐待について相談・通報しやすい体制を強化します。	福祉課
⑩	障がい福祉従事者等に対して助言や支援等を行い、虐待の未然防止に努めます。	福祉課
⑪	家族等の養護者に対して適切な助言や支援を行い、養護者の介護負担や生活上の課題を解消できるような体制を整え、養護者等による虐待の未然防止に努めます。	福祉課

2 安全・安心な生活環境の整備

〔現状と課題〕

- ◆地域で安全、安心に暮らせるためには、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合い、障がいの特性への理解を深め、目に見えない障壁（心のバリア）を解消し、互いに支え合う意識を持つことが重要です。

「ヘルプマーク*」や「信州あいサポート運動*」などの取組も進んでいますが、周知・理解はまだ十分とはいえません。

- ◆建築物、道路等のハード面においても、さまざまな障壁を取り除くことが求められます。本村では地域生活支援拠点の整備や公的施設のバリアフリー化を進めていますが、公共施設及び民間施設の整備を促進するとともに、日常生活用具の給付等による個別支援を行うことが必要です。

また、生活の重要な場であるグループホームや公営住宅も数が限られており、村内には聴覚障がい者専用のグループホームが1棟と、身体・知的・精神障がいを対象としたグループホームが1棟ありますが、ニーズを充足しているとは言えません。

- ◆さらに、生活の質の向上のためには移動環境の向上も重要です。本村では自動車が運転できない人に向け、タクシー利用料金助成制度や福祉移送サービス等の支援を行っていますが、利便性や運用エリアなどに課題があるのが実情です。

〔施策の方向〕

- ◆障がい者に対して、周囲が自然に手を貸したり配慮するなどの「心のバリアフリー」の定着を図ります
- ◆建築物や道路、施設・設備等の利用における障壁をなくしていきます。生活の場となるグループホーム等の整備について検討します。
- ◆誰もが、移動しやすい地域づくりを推進します。

〔施策〕

◆心のバリアフリーの推進

	取組	主担当課
①	自らに障がいがあることを周囲に伝えるための「ヘルプマーク*」など、各種障がい者に関するマークの広報及び積極的活用を通じて、障がい者に対する理解と意識の高揚を図ります。	福祉課
②	村民誰もが、多様な障がいの特性を理解し、障がいのある方に対してちょっとした手助けや配慮を実践する「信州あいサポート運動*」の普及・啓発に努めます。	福祉課

◆ハード面のバリアフリーと施設整備の推進

	取組	主担当課
③	障がい者が地域で安全・安心に生活できるよう、公共・公益施設のバリアフリー化、ユニバーサルデザイン*化を促進するため、関係機関との連携により、整備に努めます。	福祉課・ 建設水道課
④	日常生活を送りやすくするため、日常生活用具の給付や住宅改修に対する補助を行います。また、日常生活用具給付制度を広く周知し、必要な給付を受けられるよう努めます。	福祉課
⑤	障がい者が地域で安心して暮らせる住宅に改良できるよう、改良費の補助を実施します。	福祉課
⑥	「南箕輪村グループホーム等施設整備事業補助金」等を活用した、グループホームの新設誘致を促進します。	福祉課

◆移動しやすい環境づくり

	取組	主担当課
⑦	既存の移動支援では対応できない課題を踏まえ、新たな公共交通の在り方を地域公共交通協議会の場で検討します。	地域づくり 推進課 ・福祉課
⑧	警察及び交通安全協会と連携、協力し交通安全の確保に努めます。	総務課
⑨	関係機関との連携により、歩道設置も含めた道路改良、段差の解消、視覚障がい者誘導ブロック等、交通安全施設の整備に努めます。	建設水道課 ・総務課
⑩	公的施設には積極的に障がい者を支援するマーク等を活用します。	福祉課
⑪	信州パーキング・パーミット制度*を広く周知するとともに、商業施設や企業等に区画の整備を働きかけていきます。	福祉課

3 情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実

〔現状と課題〕

◆障がいによって得られる情報に格差が出ないようにする「情報アクセシビリティ*」の向上は重要な課題です。村では、誰にとってもわかりやすい情報の提供に努め、文字放送や手話通訳などのコミュニケーション支援も行っています。今後も様々な障がいの特性に応じられるよう発信方法に配慮することが必要です。手話通訳や要約筆記などの日常生活での意思疎通支援も行っていますが、事業の周知や利用促進は十分ではありません。

〔施策の方向〕

◆障がいの有無によって、情報共有や村政参加における差が生じないように、情報発信やコミュニケーションにおいて合理的な配慮を行います。

〔施策〕

	取組	主担当課
①	障がい福祉サービス・制度に関する情報を、「広報みなみみのわ」、村ウェブサイト、新聞、ケーブルテレビ、有線放送などで広く周知できるよう努めます。	福祉課
②	情報発信において、視覚障がい者、聴覚障がい者のみならず、知的障がい者や精神障がい者等、様々な障がい特性に応じたわかりやすい情報提供を行い、情報アクセシビリティ*向上に努めます。	福祉課・ 総務課
③	広報紙など視覚情報の発信では、視認性の良いユニバーサルデザインフォント*をできる限り活用するよう努めます。	総務課
④	意思疎通に困りごとを抱える人が、自分の意思や要求を的確に伝え、正しく理解してもらえるように、手話通訳者、要約筆記者と連携を図ります。また、令和4（2022）年度に導入した遠隔手話通訳システムの周知と利用促進に努めます。	福祉課
⑤	軽度中等度難聴児の補聴器購入の費用を助成することにより、補聴器の早期装着を促し、生活・学習環境の質の向上を図ります。	福祉課
⑥	災害発生時、または災害が発生する恐れがある場合に、障がい者に適切に情報を伝達できるよう、防災行政無線で放送した内容をメールで配信したり、視覚障がい者への情報伝達方法の検討など、特性に配慮した情報発信・伝達を行うことを検討します。	福祉課・ 危機管理課
⑦	大活字本や音声自動読み上げ可能な視覚障がい者専用電子図書館サービスなど、障がいがある方が文字・活字文化を享受することができるような読書サービスの充実を図ります。	教育委員会 事務局

4 防災、防犯等の推進

〔現状と課題〕

- ◆近年は自然災害が激甚化するとともに多発する傾向にあり、防災においては障がいの特性に配慮した迅速な情報提供や避難体制の確立が求められています。本村でもこの視点による個別避難計画の作成等を進めていますが、まだ十分ではありません。
- ◆障がいを持っていることで、消費者被害や交通事故等の犯罪や事故に遭うリスクが高まる傾向があり、安全・安心を守るための対策が重要となります。

〔施策の方向〕

- ◆防災において「障がい」に対応する視点を浸透させることで、障がい者が取り残されることのない防災体制を整えます。
- ◆犯罪や事故から障がい者を守るための啓発や保護、防犯等の対策を推進します。

〔施策〕

◆障がいに配慮した防災の推進

	取組	主担当課
①	発災時に迅速かつ円滑に避難支援等を実施するために、平常時から村社会福祉協議会や自主防災組織と連携し、災害時住民支え合いマップの作成、更新を支援します。	福祉課・ 危機管理課
②	防災のための制度検討や計画策定の場に、障がい者の視点を導入するため、検討や策定の人選等に配慮するよう促します。	福祉課・ 危機管理課
③	災害発生時、または災害が発生する恐れがある場合に、障がい者に適切に情報を伝達できるよう、防災行政無線で放送した内容をメールで配信するなど、特性に配慮した情報発信・伝達を行うことを検討します。	福祉課・ 危機管理課
④	民生委員や村社会福祉協議会、区や自主防災組織と協力し、避難行動要支援者*と支援者・関係者が、避難に関する具体的な支援方法（発災時に避難支援を行う者、避難支援を行うに当たっての留意点、避難支援の方法や避難場所・避難経路）を明確にし、支援者・関係者と連携した個別避難計画の策定を進めます。	福祉課・ 危機管理課

	取組	主担当課
⑤	情報伝達や避難支援の方法、避難所における支援（災害時支援用バンダナの使用等）や合理的配慮*について考えるため、要支援者と支援者の両者が参加できる訓練や研修の開催について検討します。	福祉課・ 危機管理課
⑥	村の地域防災計画に定められた福祉施設等において、浸水想定区域や土砂災害警戒区域など地域の実情に応じた避難確保計画の作成と、避難確保計画に基づいた避難訓練の実施を支援します。	福祉課・ 危機管理課
⑦	電源を必要とする医療的ケア*児者の電源確保について、給電車による給電システム等の導入を検討します。	福祉課・ 危機管理課

◆障がい者のリスクを考慮した防犯・事故防止の推進

	取組	主担当課
⑧	関係機関・団体と連携を密にし、防犯に関する情報を迅速かつ正確に共有できる体制の構築を目指します。	総務課
⑨	一人暮らし世帯などの急病等、緊急時における通報システムの活用を推進します。	福祉課
⑩	関係機関や地域ボランティアとの協力により、障がい者に配慮した交通安全に関する広報啓発活動を積極的に推進します。	総務課

5 保健・医療の推進

〔現状と課題〕

◆障がいの対応には、早期発見が重要です。妊娠・出産期から乳幼児期における健康診断、発達に関する正確な知識の啓発などにより、保護者が早く気づき、理解・対応できるよう支援することが重要です。

また、生活習慣病や疾病の進行によって障がいを持つことがあるため、若い段階からの健康づくりを促進することも必要です。

◆心の不調を抱える問題は、近年多様化・複雑化しており、メンタルヘルス対策、ひきこもり支援や自殺対策、精神障がい者への支援等が一層重要となっています。

〔施策の方向〕

- ◆障がいの早期発見・早期の適切な支援を進めます。
- ◆心の問題の増加と多様化・複雑化にも対応し、正しい情報の発信と相談対応の充実に努めます。

〔施策〕

◆保健医療連携による健康づくり支援

	取組	主担当課
①	障がい者が自立した生活を営むために、本人やその家族の健康相談・保健指導など相談支援体制の充実に図ります。	福祉課
②	妊産婦や乳児を対象とした健康診断、健康相談体制を充実し、障がいの早期発見に努めるとともに相談、子育て支援を行います。	こども課
③	生活習慣病の予防及び重症化を予防するため、栄養・食生活改善の推進や健康運動指導士等による運動の機会の提供等に努めます。	健康医療課
④	住み慣れた地域でその人が希望する暮らしを送ることができるよう、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築を目指します。	福祉課・ 健康医療課

◆こころの問題の把握と相談等支援

	取組	主担当課
⑤	「いのち支える南箕輪村自殺対策計画」も踏まえつつ、ひきこもりの状態にある方や、生きづらさを抱えている方を受け止める環境を整え、相談しやすい体制を整備するよう努めます。	健康医療課 ・福祉課
⑥	こころの健康問題や人間関係などでお悩みの方や、その家族を対象に、保健師による相談のほか、専門職による「こころの相談*」など相談の機会を設け、村民の心の健康づくりを推進します。	健康医療課
⑦	「長野県上伊那生活就労支援センターまいさぼ上伊那」(以下「まいさぼ上伊那」という。)の伴走コーディネーターと連携して、ひきこもりの状態にある方やその家族を支援します。	健康医療課 ・福祉課

6 自立した生活の支援・意思決定支援の推進

〔現状と課題〕

- ◆障がいの有無に関わらず自立した暮らしを送るには、幅広い問題に対応できる相談支援・意思決定支援が重要となります。本村でもこうした相談支援を進めており、福祉制度の情報を「知っ得福祉サービス」*等によって案内していますが、障がい者の抱える問題の多様化などから、既存サービスだけでは解決できないケースも増えています。
- ◆障がい者がその希望に応じて地域で生活できるよう、本村では地域移行支援・地域定着支援など様々な支援・サービス提供に努めています。しかし、まだ十分なサービスが提供できていない状況があります。医療的ケア*が必要な障がい者についても、上伊那圏域地域自立支援協議会*（※以下「自立支援協議会」という。）で働きかけを行っていますが、十分とは言えません。

〔施策の方向〕

- ◆自己決定に基づいて必要なサービスを選択することができる情報提供と相談支援の充実に努めます。
- ◆障がい福祉サービスの提供基盤の確保、日中の居場所づくり、重度な障がいにも対応できる支援体制の整備等により、誰もが暮らしやすい地域づくりを推進します。

〔施策の方向〕

◆幅広いニーズに対応する相談支援・意思決定支援の充実

	取組	主担当課
①	毎年度、「知っ得福祉サービス*」の改定を行います。また、上伊那圏域内の障がい者福祉サービス事業所の一覧を掲載し、利用者の選択肢を広げ、自己決定を促進します。	福祉課
②	障がい者それぞれのライフスタイルに応じた相談ができるよう、自立支援協議会を中心に関係機関の連携の緊密化や地域の実情に応じた支援体制を整備し、関連機関や窓口の連携を強化します。	福祉課

	取組	主担当課
③	難病患者等に対しては、日常生活での悩みや不安の解消を図るとともに、地域で生活する難病患者の様々なニーズに配慮した相談支援、福祉サービス等の提供体制の確保に努めます。	福祉課
④	福祉に関する総合相談窓口を設置するとともに、重層的相談支援体制の整備に向けて、関係機関との連携のもと、障がいや生活困窮を含めた様々な相談内容について総合的に対応し、継続的に支援できる体制を作ります。	福祉課

◆地域生活の支援の拡充

	取組	主担当課
⑤	「ぽっかぽかの家」を総合支援法による地域生活支援事業の地域活動支援センターとして位置づけ、就労系サービスの就業後の居場所としての利用も含め、機能の充実について検討していきます。	福祉課
⑥	障がい者が退院・退所した後の福祉サービスの確保のため、上伊那圏域障がい者総合支援センター*（以下「障がい者総合支援センター」という。）と連携・協力します。また、地域移行支援・地域定着支援の活用、資源の拡充について民間事業所等へ働きかけます。	福祉課
⑦	地域共生社会の実現に向け、お互いを尊重し合い、孤立することなく、困ったときに必要な支援が受けられる「支えあいの地域づくり」を推進していきます。また、障がい者が安心して地域で生活できるよう、強度行動障がいのある方のショートステイや、重度訪問介護事業所などの足りない資源及び医療的ケア*を含む支援の充実、地域生活支援拠点等の整備を図ります。	福祉課

7 教育・療育・育成

〔現状と課題〕

- ◆教育においては、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合い、交流を通じて理解を促すことが望めます。多様な個性を包摂する社会をつくる第一歩として、学校におけるインクルーシブな教育を推進することが求められています。
- ◆障がい児の健やかな成長のためには、その特性やライフステージに応じて、適切な療育や相談支援を受けられる環境が欠かせません。
児童発達支援事業所「たけのこ園」では、専門職による療育を行っており、重症心身障がい児や医療的ケア*児への支援も行っています。また、南部小学校に医療的ケア*児などの病弱・身体虚弱児を専門的に受け入れる学級を設置し、支援の充実を図っています。

〔施策の方向〕

- ◆障がいや特性に関わらず、誰もが一緒に教育を受けることのできるインクルーシブ教育*を推進します。
- ◆個々の障がい児の特性に対応した教育・療育を、ライフステージに応じて受けられる支援体制を構築します。

〔施策〕

	取組	主担当課
①	保健師、保育園、たけのこ園、こども相談室、教育委員会事務局、自立支援協議会等、関係機関が連携・協力し、本人や保護者への早期からの療育・教育相談に応じる支援の充実を図ります。	福祉課・こども課
②	制度・分野の枠を超えた支援体制を促進のために、村内障がい福祉サービス事業所の連絡会の開催について検討します。	福祉課
③	義務教育修了後の支援が途切れないよう、制度・分野の枠を超えた支援体制を促進するとともに、成長ダイアリー*等のツールを用いた「つながる支援の体制づくり」を推進します。	福祉課・こども課・教育委員会事務局
④	早期に適切な支援につなげるため、乳幼児健診等において医師・保健師等の専門家を中心とした相談体制の充実を図ります。	福祉課・こども課
⑤	障がいの有無に関わらず互いを尊重し合いながら、可能な限り共に教育を受けられるよう、副学籍制度*を活用し、特別支援学校（義務教育課程）に在籍する児童・生徒と副学籍校との交流及び共同学習の更なる充実を図ります。	福祉課・教育委員会事務局

8 雇用・就業、経済的自立の支援

〔現状と課題〕

- ◆障がい者の経済的な自立のためには就労への支援が望めます。本村でも各種の就労支援に取り組んでいますが、上伊那地域においては就労継続支援 A 型事業所と就労移行支援事業所が不足しており、能力に合った環境で就労支援を受けることが困難な状況があります。
- ◆上伊那地域の一般企業の障がい者の雇用状況は、令和 4（2022）年で 2.44%（法定雇用率は 2.3%）、法定雇用率達成企業の割合は 55.9%となっています。長野県全体では 58.1%、全国では 48.3%となっており、就労環境の改善や理解促進等が引き続き重要となります。

〔求められること〕

- ◆希望する働きができるよう、広域連携の中で、幅広い就労支援を提供できる体制を整えていきます。
- ◆障がいがあっても、できるだけ希望する就労ができるよう、短時間・在宅就労、自営業等、障がい者が多様な働き方を選択できる環境の整備や職場での啓発・理解促進、就労後のフォローアップ等を継続して行います。

〔施策の方向〕

	取組	主担当課
①	働く意欲のある障がい者が就労できるよう、上伊那圏域障がい者就業・生活支援センター、まいさぼ上伊那、伊那公共職業安定所（ハローワーク伊那）、企業と連携を図りつつ就職活動支援を行います。	福祉課
②	精神障がい者が一般就労できるよう、就労継続支援事業所、上伊那圏域障がい者就業・生活支援センター、まいさぼ上伊那や伊那公共職業安定所（ハローワーク伊那）と連携・協力し、支援します。	福祉課
③	障がい者が安定して職場に定着でき、働き続けることができるように、就職後も障がい者の就労に伴う生活上の相談に応じるなど、関係機関との支援体制の強化を図り就労定着の支援をします。	福祉課
④	障害者優先調達推進法*に基づき、障がい者就労施設等の提供する物品・サービスの優先購入を推進します。	福祉課
⑤	卒業後等の進路の選択肢のひとつとして、自立訓練等の福祉サービスについて支援会議や相談の場面で提案をします。また、就労への移行をスムーズに行えるよう支援します。	福祉課

9 文化芸術活動・スポーツ等の推進

〔現状と課題〕

- ◆障がい者の生活を豊かにするには、障がいの有無に関わらず、様々な文化芸術活動やスポーツ等の社会参加をしやすい環境を整備する必要があります。本村では、村民文化祭やスポーツイベントなどの行事がありますが、まだ障がい者が参加しやすい環境とは言えず、住民への意識啓発とともに、参加しやすい環境整備が課題となっています。

〔求められること〕

- ◆障がい者も、他の住民と同様に、文化活動やスポーツ活動動に参加できる環境をつくっていきます。

〔施策の方向〕

	取組	主担当課
①	県等が開催するスポーツ大会や文化芸術の鑑賞、フォーラム等における障がい者の参加等の情報を広く発信したり、一般の行事・イベント等において障がい者参加のハードルを下げるための理解促進を行うこと等によって、文化・スポーツ等にだれもが参加しやすい環境をつくるための啓発を行います。	福祉課
②	村民文化祭やスポーツイベント等における障がいへの配慮や、講演会を始めとする啓発・情報発信事業を通じて、障がいの有無に関わらずだれもが楽しめる環境づくりを推進します。	福祉課・ 教育委員会 事務局
③	地域内のサークルや総合型地域スポーツクラブ NPO 法人「南箕輪わくわくクラブ」で、障がいの有無に関わらずだれもが楽しめる活動ができるような支援に努めます。	福祉課・ 教育委員会 事務局
④	地域内で活動しているサークルや団体などについて周知し、多様な人とのつながりが生まれるよう努めていきます。	福祉課・ 教育委員会 事務局

第7期障がい福祉計画

I 障がい福祉計画について

1 第7期障がい福祉計画に係る国の基本指針等

(1) 国の基本指針

総合支援法の規定により、都道府県・市町村は、厚生労働大臣の定める「基本指針」に即して「障がい福祉計画」を定めることとされています。基本指針で示されている計画策定の基本的な考え方は以下のとおりです。

(2) 基本的理念等

- ①障がい者等の自己決定の尊重と意思決定の支援
- ②市町村を基本とした身近な実施主体と障がい種別によらない一元的な障がい福祉サービスの実施等
- ③入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備
- ④地域共生社会の実現に向けた取組
- ⑤障がい児の健やかな育成のための発達支援
- ⑥障がい福祉人材の確保・定着
- ⑦障がい者の社会参加を支える取組の定着

(3) 障がい福祉サービスの提供体制確保に関する基本的な考え方

障がい福祉サービスの提供体制の確保に当たっては、(2)の基本的理念を踏まえ、次に掲げる点に配慮して、目標を設定し計画的な整備を行う。

- ①全国で必要とされる訪問系サービスの保障
- ②希望する障がい者等への日中活動系サービスの保障
- ③グループホーム等の充実及び地域生活支援拠点等の整備と機能の充実
- ④福祉施設から一般就労への移行等の推進
- ⑤強度行動障がいや高次脳機能障がい有者の方に対する支援体制の充実
- ⑥依存症対策の推進

（４）相談支援の提供体制確保に関する基本的な考え方

相談支援の担い手を確保するよう努めるとともに、地域における相談支援の中核的な役割を担う基幹的相談支援センターを市町村において設置する。

- ①相談支援体制の充実・強化
- ②地域生活への移行や地域定着のための支援体制の確保
- ③発達障がい*者等に対する支援
- ④自立支援協議会の活性化

Ⅱ 主な目標

1 障がい福祉計画の成果目標

障がい福祉計画では、障がい福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保等に係る目標を設定することが求められています。

本計画では、前期計画の実績を踏まえて、令和8（2026）年度までの成果目標を以下のとおり設定します。

（１）障害者入所施設の入所者の地域生活への移行目標

施設入所者数	8人	令和3（2021）年度末時点の全施設入所者数
地域生活移行目標者数	0人	現在の全入所者のうち、施設入所から住宅・グループホーム等へ地域移行を目指す人数
削減目標	0人	令和8（2026）年度末時点での削減見込数

過去3年間の施設入所については、新規入所者1名、地域生活移行者1名です。令和8（2026）年度までの地域移行の目標については、現在の施設入所者の状況を踏まえ、人数を定めていません。

今後も地域での暮らしを支えていけるよう、福祉サービスが活用できる体制づくりを進めます。今の施設での暮らしを希望されている方や、家族の高齢化等により、地域生活への移行が難しい方もおり、本人の希望に沿いながら支援をしていきます。入所者の高齢化により、病院や介護施設への移行も考えられます。

（２）地域生活支援拠点等が有する機能の充実

地域生活支援拠点とは、障がい者の重度化・高齢化や「親亡き後」に備えるとともに、障がい者の入所施設や病院からの地域移行を進めるため、重度障がいにも対応することができる専門性を有し、地域の生活で生じる障がい者やその家族の緊急事態に対応できる体制です。具体的には、緊急時の迅速・確実な相談支援及び短期入所等の受け入れ体制の充実や、障がい者の生活の場を施設や親元からグループホームや一人暮らしへ移行しやすくする支援を提供する体制を整え、障がい者が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、さまざまな支援を切れ目なく受けられるようにすることを目的としています。また、整備手法には、多機能拠点整備型と面的整備型があります。

上伊那圏域では、障がい者総合支援センターを中核に面的整備が完了しました。令和8（2026）年度末までの間、その機能の充実のため、年5回を目標

に検証及び検討を実施します。

	令和 6 (2024) 年度	令和 7 (2025) 年度	令和 8 (2026) 年度
地域生活支援拠点等の数	10 カ所	10 カ所	11 カ所
コーディネーターの配置人数	1 人	1 人	1 人
運用状況の検証及び検討の回数（回/年）	5 回	5 回	5 回

（３）強度行動障がい有者への支援体制整備

圏域全体で、強度行動障がい児者を継続的に支える仕組みづくりを進めていきます。また、地域移行と地域生活の継続のため、西駒郷と協同し人材育成及び圏域の体制構築を図ります。

		令和 6 (2024) 年度	令和 7 (2025) 年度	令和 8 (2026) 年度
強度行動障がい有者への支援ニーズの把握と支援体制の整備	ニーズの把握	なし	あり	あり
	支援体制の有無	有	有	有
	実施の体制	・特別支援学校との連携や相談支援専門員連絡会等を通して圏域内の支援を要するものの把握を行い、圏域内で共有する場を設置する。 ・圏域全体で強度行動障がい児者を継続的に支える仕組みづくりを行うため、行政、主任相談支援専門員、サービス管理責任者等と定期的な共有の場を作る。		

（４）福祉施設から一般就労への移行目標等

福祉施設から一般就労へ移行する人数を次のように見込みます。

		令和 6 (2024) 年度	令和 7 (2025) 年度	令和 8 (2026) 年度
各 項 目 の 見 込	就労移行支援から	1 人	1 人	1 人
	就労継続支援 A 型から	0 人	0 人	1 人
	就労継続支援 B 型から	1 人	1 人	1 人
	生活介護・自立訓練から	0 人	0 人	1 人
上記のうち、就労定着支援利用者数		1 人	1 人	1 人

丁寧な就労アセスメントを行い、適切な就労先につなげるとともに、就労後も、就業面だけでなく生活面も含めた一体的な支援を行うことで、就労の定着を目指します。また、本人の生活能力や職業適応能力によらない理由で職場定着が困難とならないよう、就労定着支援事業により一般就労後も安心して働けるよう支援します。

義務教育・特別支援学校高等部修了後に支援が途切れてしまうことが課題であり、支援が届かないことでひきこもりにつながったり、就労でつまずいてしまうケースも考えられます。義務教育・特別支援学校高等部修了後も一貫した支援が行えるよう、支援のつなぎのツールの活用や、支援体制や支援者の連携について協議を重ねていき、「支援の途切れない地域づくり」を目指します。

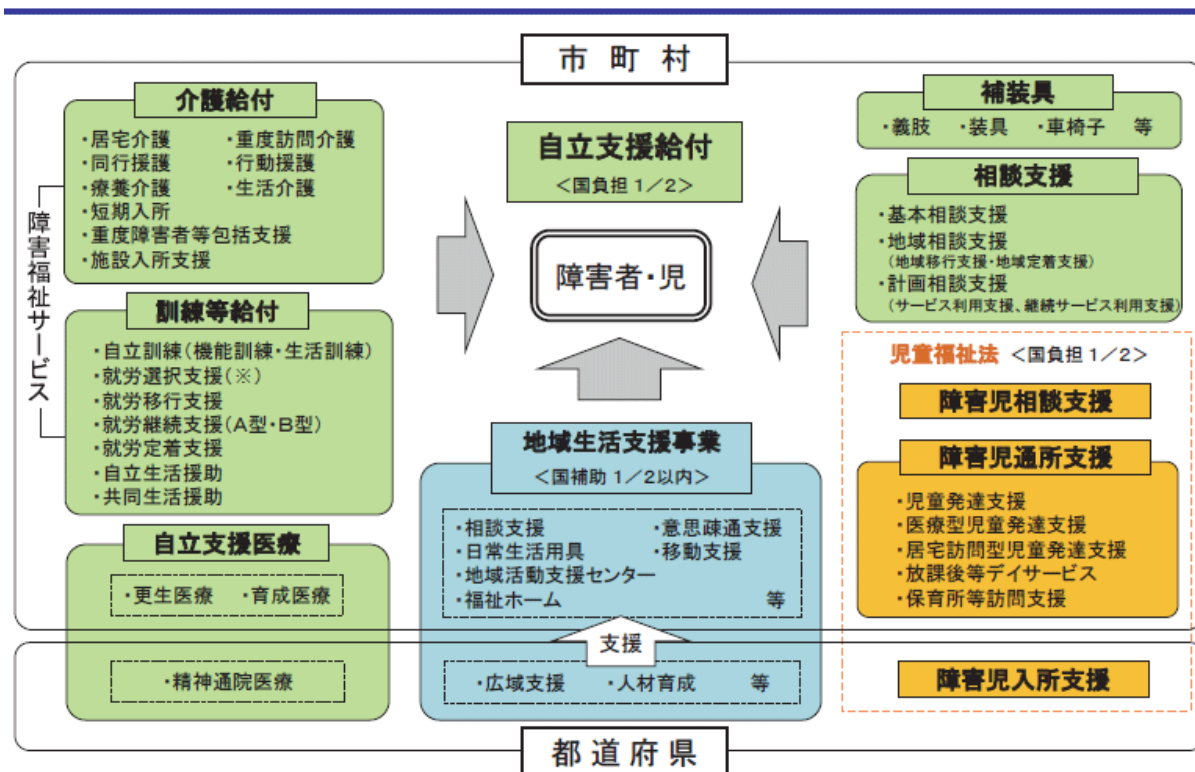
2 活動指標

本節では、本計画期間（令和6（2024）年度～令和8（2026）年度）における各種福祉サービスの見込量を、前期計画期間（令和3（2021）年度～令和5（2023）年度）における実績値等を踏まえて設定します。また、この量に応じ、サービスを安定的に共有するための確保の方策を定めます。

〔各種福祉サービスの位置づけ〕

障がい者が利用できる主な福祉サービスには、総合支援法に基づく自立支援給付事業、地域生活支援事業等があります（下図参照）。その他、村が独自に実施している障がい者向け福祉サービスもあります。

障害者総合支援法等における給付・事業



（※）障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律（令和4年12月16日公布）により新たに創設。（施行日：公布後3年以内の政令で定める日）

出典：厚生労働省

[単位について]

- 時間/月…月間のサービス提供時間
- 人/月…月間の利用人数
- 件/年…年間の給付件数
- 件/月…月間の給付件数
- 人…実利用者数
- 人日分…月間の利用人数×1人1か月あたりの平均利用日数

(1) 精神障がい者にも対応した地域包括ケアシステム

精神障がい者にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けて、協議の場を設定します。

			令和 6 (2024) 年度	令和 7 (2025) 年度	令和 8 (2026) 年度
市町村ごとの保健・医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数			1 回	1 回	1 回
市町村ごとの保健・医療及び福祉関係者による協議の場の参加者数	分野	保健	3 人	3 人	3 人
		医療（精神科）	2 人	2 人	2 人
		福祉	3 人	3 人	3 人
		介護	2 人	2 人	2 人
		当事者	0 人	0 人	0 人
		家族	1 人	1 人	1 人
		その他	0 人	0 人	0 人
市町村ごとの保健・医療及び福祉関係者における目標設定及び評価		目標設定	ケース検討会等を通して地域課題を見つけ、資源の活用・開発を促進し、支援体制の整備を図る		
		評価の実施回数	1 回	1 回	1 回

(2) 相談支援体制の充実・強化等

総合的・専門的な相談支援の実施及び相談支援体制を強化する体制を確保するため、以下のように活動指標を設定します。

		令和 6 (2024) 年度	令和 7 (2025) 年度	令和 8 (2026) 年度
総合的・専門的な相談支援の実施見込み	体制の有無	あり	あり	あり
	実施の体制	障がい者総合支援センターが中核となり実施する		
地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言の回数		5 回	5 回	5 回
地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数		6 件	6 件	6 件
地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数の見込み		4 回	4 回	4 回
個別事例の支援内容の検証実施回数		1 回	2 回	2 回
主任相談支援専門員の配置人数		1 人	1 人	1 人

**（３）自立支援協議会における個別事例の検討を通じた地域のサービス基盤の
開発・改善**

	令和 6 (2024) 年度	令和 7 (2025) 年度	令和 8 (2026) 年度
相談支援事業所の参画による 事例検討実施回数	2 回	2 回	2 回
参加事業者数・機関数	15 団体	20 団体	25 団体
協議会の専門部会の設置数	7 部会	7 部会	7 部会
協議会の専門部会の実施回数	25 回	25 回	25 回

（４）障がい福祉サービス等の質の向上を図るための取組に係る体制の構築

障がい福祉サービス等の質を向上するための取組を実施する体制を構築するため、以下のように活動指標を設定します。

■障がい福祉サービス等に係る各種研修の活用

	令和 6 (2024) 年度	令和 7 (2025) 年度	令和 8 (2026) 年度
都道府県が実施する障がい 福祉サービス等に係る研修 等への村職員の参加人数	3 人	3 人	3 人

■審査結果の分析と結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制の有無

	令和 6 (2024) 年度	令和 7 (2025) 年度	令和 8 (2026) 年度
体制の有無	あり	あり	あり
実施の方法	システムによりチェックした内容を事業所と共有		
実施回数	12 回	12 回	12 回

【訪問系サービス】

① 居宅介護（ホームヘルプ）

- ・ 自宅で生活する障がい者に、入浴、排せつ、食事、調理、洗濯、掃除等の家事、生活等に関する相談や助言など生活全般にわたる援助を行います。

	第6期計画の実績			第7期計画の見込量		
年度	令和3 (2021)	令和4 (2022)	令和5 (2023)	令和6 (2024)	令和7 (2025)	令和8 (2026)
時間/月	126.3	137.6	129.7	150	150	150

■見込み

- ・ 継続的な利用があり、今後も同規模も利用が見込まれます。

■確保策

- ・ 第7期でも、現状の利用規模に対応できる体制を継続します。

② 重度訪問介護

- ・ 重度の肢体不自由又は重度の知的障がい・精神障がいにより常に介護を必要とする方に、自宅で入浴、排せつ、食事の介護及び外出時における移動支援など総合的に行います。

	第6期計画の実績			第7期計画の見込量		
年度	令和3 (2021)	令和4 (2022)	令和5 (2023)	令和6 (2024)	令和7 (2025)	令和8 (2026)
時間/月	792.7	847.3	855.5	850	1000	1300

■見込み

- ・ 令和3（2021）年度から 24 時間/日の支給決定を行った方がいたため、実績値が増加した経緯があり、今後も 24 時間/日×約 30 日＝720 時間/月という規模での利用が継続すると見込まれます。

■確保策

- ・ 第7期でも、上記の見込量に対応できる体制を継続します。

③ 同行援護

- ・視覚障がいにより移動に著しい困難を有する障がい者に同行して、視覚的情報の支援、移動の援護、食事・排せつ等の介護、その他必要な支援を行います。

	第6期計画の実績			第7期計画の見込量		
年度	令和3 (2021)	令和4 (2022)	令和5 (2023)	令和6 (2024)	令和7 (2025)	令和8 (2026)
時間/月	0.0	0.0	0.0	0	0	0

■見込み

- ・利用実績がなく、今後も利用を見込んでおりません。

■確保策

—

④ 行動援護

- ・自己判断能力が制限されている方が行動するときに、危険を回避するために必要な支援を行います。

	第6期計画の実績			第7期計画の見込量		
年度	令和3 (2021)	令和4 (2022)	令和5 (2023)	令和6 (2024)	令和7 (2025)	令和8 (2026)
時間/月	307.2	263.4	330.8	300	300	300

■見込み

- ・利用人数が少ないため、利用者1人の利用時間の増減により実績値が変動しますが、令和3（2021）年度からは利用が増加した経緯があり、今後も量は継続または増加が見込まれます。

■確保策

- ・第7期では、現状から若干の増加に対応することを想定します。

【日中活動系サービス】

① 生活介護

- ・常に介護を必要とする方に、入浴、排せつ、食事等の介護、その他必要な支援を行うとともに創作活動又は生産活動の機会を提供します。

	第6期計画の実績			第7期計画の見込量		
年度	令和3 (2021)	令和4 (2022)	令和5 (2023)	令和6 (2024)	令和7 (2025)	令和8 (2026)
人日分	406.8	406.1	379.1	432	468	468

■見込み

- ・継続的に利用がある中で長期的にはやや増加傾向もみられ、今後も若干の増加が見込まれます。

■確保策

- ・第7期では、現状から若干の増加に対応することを想定します。

② 自立訓練（機能訓練）

- ・自立した生活や社会生活を送ることができるように、一定期間、身体機能向上のために必要な訓練を行います。

	第6期計画の実績			第7期計画の見込量		
年度	令和3 (2021)	令和4 (2022)	令和5 (2023)	令和6 (2024)	令和7 (2025)	令和8 (2026)
人日分	0.0	0.0	9.9	20	20	20

■見込み

- ・一定の利用があります。今後は、雇用前・雇用後の一貫した支援や就業・生活両面での一体的支援を通じて、やや利用増を見込みます。

■確保策

- ・第7期では、こうした関連事業との連携もとりながら、支援を継続していきます。

③ 自立訓練（生活訓練）

- ・自立した生活や社会生活を送ることができるよう、一定期間、基礎的な体力づくりとともに、社会性や協調性など生活能力の向上のために必要な訓練を行います。

	第6期計画の実績			第7期計画の見込量		
年度	令和3 (2021)	令和4 (2022)	令和5 (2023)	令和6 (2024)	令和7 (2025)	令和8 (2026)
人日分	39.5	26.6	30.5	30	40	40

■見込み

- ・一定の利用があります。今後は、雇用前・雇用後の一貫した支援や就業・生活両面での一体的支援を通じて、やや利用増を見込みます。

■確保策

- ・第7期では、こうした関連事業との連携もとりながら、支援を継続していきます。

④ 就労選択支援(新設)

- ・障がい者本人が就労先・働き方についてより良い選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択を支援します。

	第6期計画の実績			第7期計画の見込量		
年度				令和6 (2024)	令和7 (2025)	令和8 (2026)
人日分				0	0	4

■見込み

- ・令和7（2025）年度より開始されるサービスのため、令和8（2026）年からの利用量を見込みます。

■確保策

- ・新たに新設されるサービスのため、関係機関と連携しながら進めていきます。

⑤ 就労移行支援

- ・一般企業等への就労を希望する障がい者に一定期間、就労に必要な知識及び能力向上のために必要な訓練を行います。

	第6期計画の実績			第7期計画の見込量		
年度	令和3 (2021)	令和4 (2022)	令和5 (2023)	令和6 (2024)	令和7 (2025)	令和8 (2026)
人日分	26.6	20.2	12.7	20	20	20

⑥ 就労継続支援A型

- ・一般企業への就労を希望する障がい者に、雇用契約に基づく就労の機会を提供するとともに、一般就労に必要な知識、能力が高まった方について、一般就労への移行に向けて支援します。

	第6期計画の実績			第7期計画の見込量		
年度	令和3 (2021)	令和4 (2022)	令和5 (2023)	令和6 (2024)	令和7 (2025)	令和8 (2026)
人日分	58.2	49.0	61.1	60	60	60

⑦ 就労継続支援B型

- ・一般企業等での就労が困難な障がい者に働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。

	第6期計画の実績			第7期計画の見込量		
年度	令和3 (2021)	令和4 (2022)	令和5 (2023)	令和6 (2024)	令和7 (2025)	令和8 (2026)
人日分	1154.5	1008.2	983.9	1100	1110	1120

⑧ 就労定着支援

- ・一般就労した障がい者が、職場に定着でき、就労に伴う生活面の課題に対応できるよう、事業所・家族等との連絡調整等の支援を一定の期間にわたり行います。

	第6期計画の実績			第7期計画の見込量		
年度	令和3 (2021)	令和4 (2022)	令和5 (2023)	令和6 (2024)	令和7 (2025)	令和8 (2026)
人	0.0	0.0	0.1	1	1	1

■見込み

- ・一定の利用があります。今後は、雇用前・雇用後の一貫した支援や就業・生活両面での一体的支援を通じて、やや利用増を見込みます。

■確保策

- ・第7期では、こうした関連事業との連携もとりながら、支援を継続していきます。

⑨ 療養介護

- ・医療と常に介護を必要とする方に、医療機関での機能訓練、療養上の管理看護、介護及び日常生活の支援を行います。

	第6期計画の実績			第7期計画の見込量		
年度	令和3 (2021)	令和4 (2022)	令和5 (2023)	令和6 (2024)	令和7 (2025)	令和8 (2026)
人/月	2.0	2.0	2.0	2	2	2

■見込み

- ・現在は2名が利用しており、今後も利用を継続する見込みです。

■確保策

- ・第7期でも、引き続き現状の量に対応できる体制を維持します。

⑩ 福祉型短期入所（福祉型ショートステイ）

- ・自宅で介護する方が病気などで介護ができないときに、短期間、夜間も含め施設で、食事・入浴・排せつ等の介護、その他必要な支援を行います。

	第6期計画の実績			第7期計画の見込量		
年度	令和3 (2021)	令和4 (2022)	令和5 (2023)	令和6 (2024)	令和7 (2025)	令和8 (2026)
人日分	24.5	12.8	29.4	30	30	30

■見込み

- ・年度ごとに多少の変動がありますが、今後も一定の利用が見込まれます。

■確保策

- ・第7期でも、引き続き現状の量に対応できる体制を維持します。

⑪ 医療型短期入所事業（医療型ショートステイ）

- ・医療的なケアを必要とする方に対応するため、充実した看護体制をとる医療機関による短期入所事業です。

	第6期計画の実績			第7期計画の見込量		
年度	令和3 (2021)	令和4 (2022)	令和5 (2023)	令和6 (2024)	令和7 (2025)	令和8 (2026)
人日分	3.0	3.3	4.4	3	3	3

■見込み

- ・現在は1名が利用しており、今後も利用を継続する見込みです。

■確保策

- ・第7期でも、引き続き現状の量に対応できる体制を維持します。

【施設系サービス】

① 自立生活援助

- ・障がい者支援施設やグループホーム等から一人暮らしへの移行を希望する知的障がい者や精神障がい者について、一定の期間にわたり、定期的な巡回訪問や随時の対応により、適切な支援を行います。

	第6期計画の実績			第7期計画の見込量		
年度	令和3 (2021)	令和4 (2022)	令和5 (2023)	令和6 (2024)	令和7 (2025)	令和8 (2026)
人/月	0.0	0.8	1.1	1	1	1

■見込み

- ・令和4(2022)年度から利用実績があり、今後も若干の利用があると見込まれます。

■確保策

- ・第7期でも、引き続き月に1人の利用に対応できる体制を維持します。

② 共同生活援助(グループホーム)

- ・夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行います。

	第6期計画の実績			第7期計画の見込量		
年度	令和3 (2021)	令和4 (2022)	令和5 (2023)	令和6 (2024)	令和7 (2025)	令和8 (2026)
人/月	19.3	18.6	20.8	23	24	25

■見込み

- ・利用実績は横ばいですが、今後利用を希望される方が複数いるため、増加を見込んでいます。

■確保策

- ・第7期では、希望される方が入居できるよう、関係機関と連携していくとともに、なるべくこれまでの生活圏に近い場所で入居できるよう、調整していきます。

③ 施設入所支援

- ・施設に入所する方へ、主に夜間や休日、入浴、排せつ、食事等の介護、その他必要な支援を行います。

	第6期計画の実績			第7期計画の見込量		
年度	令和3 (2021)	令和4 (2022)	令和5 (2023)	令和6 (2024)	令和7 (2025)	令和8 (2026)
人/月	9.8	9.0	7.8	8	8	8

■見込み

- ・年度ごとに多少の変動がありますが、今後も一定の利用が見込まれます。

■確保策

- ・第7期でも、引き続き現状の量に対応できる体制を維持します。

【相談支援】

① 計画相談支援

- ・障がい福祉サービスの利用申請に必要なサービス等利用計画を作成したり、サービスの利用にまつわる相談に対応したり、関係機関との連絡調整などを行ったりします。
- ・障がい福祉サービスまたは地域相談支援を利用するすべての障がいのある方を対象としています。

	第6期計画の実績			第7期計画の見込量		
年度	令和3 (2021)	令和4 (2022)	令和5 (2023)	令和6 (2024)	令和7 (2025)	令和8 (2026)
人/月	24.1	25.1	25.5	26	27	27

■見込み

- ・継続的な相談利用があり、長期的にみるとやや増加傾向にあります。今後もやや増加することを見込みます。

■確保策

- ・第7期でも、増加する相談に対応できるよう、相談支援専門員の継続的な確保に努めます。

② 地域移行支援

- ・障害者支援施設等に入所している障がいのある方、または精神科病院に入院している精神障がいのある方々に対して、関係機関が協力して退院（退所）後の生活を支える体制をつくり、スムーズに退院（退所）できるようにサポートするサービスです。

	第6期計画の実績			第7期計画の見込量		
年度	令和3 (2021)	令和4 (2022)	令和5 (2023)	令和6 (2024)	令和7 (2025)	令和8 (2026)
人/月	0.5	0.8	0.4	1	1	1

■見込み

- ・令和3（2021）年度から若干の利用があります。今後も、地域移行の後押しを進める中で、利用を見込みます。

■確保策

- ・第7期では、他の事業とも連携しながら、より効果的に地域移行を支援できるよう努めます。

③ 地域定着支援

- ・ 常時の連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急の事態等に相談その他の便宜を供与するサービスです。
- ・ 居宅において単身生活する方や、同居している家族による支援を受けられない方を対象とします。

	第6期計画の実績			第7期計画の見込量		
年度	令和3 (2021)	令和4 (2022)	令和5 (2023)	令和6 (2024)	令和7 (2025)	令和8 (2026)
人/月	0.0	0.3	0.0	1	1	1

■見込み

- ・ 令和4（2022）年度から若干の利用があります。今後も、地域定着の後押しを進める中で、利用を見込みます。

■確保策

- ・ 第7期では、他の事業とも連携しながら、より効果的に地域移行を支援できるよう努めます。

【地域生活支援事業】

障がい者の現状を把握しつつ、それに見合った事業を実施することができるよう、関係機関と連携し充実を図ります。

① 相談支援事業

- ・障がい者総合支援センター等、関係機関と連携を図り、障がい者個々のニーズにあった相談体制を強化します。

② 意思疎通支援事業

- ・聴覚障がい者等に対し、手話通訳者等の派遣をすることにより、社会参加の支援に努めます。

	第6期計画の実績			第7期計画の見込量		
年度	令和3 (2021)	令和4 (2022)	令和5 (2023)	令和6 (2024)	令和7 (2025)	令和8 (2026)
実利用者 数(人)	1	2	2	2	2	2
派遣 回数(回)	4	4	4	4	4	4

■見込み

- ・第6期は、派遣回数は当初計画値を下回り、4回で推移しています。第7期も、派遣回数は実績に沿った回数として、当面4回を見込みます。

■確保策

- ・見込んだニーズに対応していきます。

③ 手話奉仕員養成研修事業

- ・聴覚障がい者等との日常会話程度の手話表現技術を取得した手話奉仕員を養成します。

	第6期計画の実績			第7期計画の見込量		
年度	令和3 (2021)	令和4 (2022)	令和5 (2023)	令和6 (2024)	令和7 (2025)	令和8 (2026)
人	3	1	0	2	2	2

■見込み

- ・第6期は、養成事業を委託しています。第7期も、現状維持を見込みます。

■確保策

- ・引き続き研修を行い、養成を継続します。

④ 日常生活用具給付事業

- ・重度障がい者に対し、日常生活用具を給付することにより、日常生活の便宜を図ります。

年度	第6期計画の実績			第7期計画の見込み		
	令和3 (2021)	令和4 (2022)	令和5 (2023)	令和6 (2024)	令和7 (2025)	令和8 (2026)
介護訓練支援 用具(件/年)	2	3	1	2	2	2
自立生活支援 用具(件/年)	1	1	0	1	1	1
在宅療養等 支援用具(件/年)	4	2	3	2	2	2
情報・意思疎通 支援用具(件/年)	1	6	15	13	13	13
排泄管理支援 用具(件/年)	273	303	307	330	330	330
居宅生活動作 補助用具(件/年)	3	1	1	1	1	1

■見込み

- ・第6期は、月あたりの件数はどの年度も実績値が計画値を上回っており、量は横ばいで推移しています。第7期は、用具ごとの実績を踏まえて改めて見込み量を定めます。

■確保策

- ・見込み量に対応した給付を行っていきます。

⑤ 移動支援事業

- ・屋外での移動が困難な障がい者に対し、外出のための支援者を派遣し、介助等を行うことにより、地域における自立生活・社会参加の促進を図ります。

	第6期計画の実績			第7期計画の見込量		
年度	令和3 (2021)	令和4 (2022)	令和5 (2023)	令和6 (2024)	令和7 (2025)	令和8 (2026)
時間/月	276	255	268.2	300	300	300

■見込み

- ・第6期は、実績値が計画値を大きく下回りましたが、増加傾向です。第7期も増加する見込みです。

■確保策

- ・見込んだ増加量に対応して、支援を継続します。

⑥ 地域活動支援センター事業

- ・障がい者の実情に応じ、創作的活動・生産活動の場を提供し、社会との交流の促進を図ります。「ぽっかぽかの家」を支援センターに位置付けています。

	第6期計画の実績			第7期計画の見込量		
年度	令和3 (2021)	令和4 (2022)	令和5 (2023)	令和6 (2024)	令和7 (2025)	令和8 (2026)
箇所	1	1	1	1	1	1

■見込み

- ・第6期は、計画値とおりです。第7期は、増設する予定はありません。現状維持です。

■確保策

- ・現状のセンター運営事業を継続します。

⑦ 訪問入浴サービス事業

- ・家庭において入浴することが困難な身体障がい者に対し、訪問入浴車を派遣し入浴サービスを提供することにより、快適な家庭生活を送れるよう支援します。

	第6期計画の実績			第7期計画の見込量		
年度	令和3 (2021)	令和4 (2022)	令和5 (2023)	令和6 (2024)	令和7 (2025)	令和8 (2026)
人	3	3	3	3	3	3

■見込み

- ・第6期は、実利用者1人増加により、実績値が計画値を上回りました。第7期では、実績の量が継続することを見込みます。

■確保策

- ・見込んだ量に対応して、支援を継続します。

⑧ 日中一時支援事業

- ・タイムケア事業*との併用により家庭における介護の支援を強化します。
- ・事業の充実を図るため年間の1人当たりの利用時間を設定します。

	第6期計画の実績			第7期計画の見込量		
年度	令和3 (2021)	令和4 (2022)	令和5 (2023)	令和6 (2024)	令和7 (2025)	令和8 (2026)
人/月	12	15	15.7	15	15	15

■見込み

- ・第6期は、実績値が計画値を大幅に上回りました。第7期は、この傾向が続くと想定し、15人/月の量を見込みます。

■確保策

- ・見込んだ量に対応して、支援を継続します。

⑨ 成年後見制度利用支援事業

- ・成年後見制度*の利用に要する費用のうち、成年後見制度*の申立てに要する経費及び後見人等の報酬の全部または一部を補助します。

	第6期計画の実績			第7期計画の見込量		
年度	令和3 (2021)	令和4 (2022)	令和5 (2023)	令和6 (2024)	令和7 (2025)	令和8 (2026)
人	0	0	0	1	1	1

■見込み

- ・第6期は、1人以上の利用を見込みましたが、実績はありませんでした。第7期は、村要綱改正により対象者が広がることから、1人以上の利用を見込みます。

■確保策

- ・見込んだ量に対応した支援を実施します。

⑩ 成年後見制度法人後見支援事業

- ・成年後見制度*における後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保する体制を整備し、市民後見人*の活用も含めた法人による成年後見の活動を支援します。

	第6期計画の実績			第7期計画の見込量		
年度	令和3 (2021)	令和4 (2022)	令和5 (2023)	令和6 (2024)	令和7 (2025)	令和8 (2026)
体制の有無	あり	あり	あり	あり	あり	あり

■見込み

- ・第6期は上伊那成年後見センターへ委託しています。第7期も同様に見込みます。

■確保策

- ・今後も事業が実施できる体制を整備していきます。

第3期障がい児福祉計画

I 障がい児福祉計画について

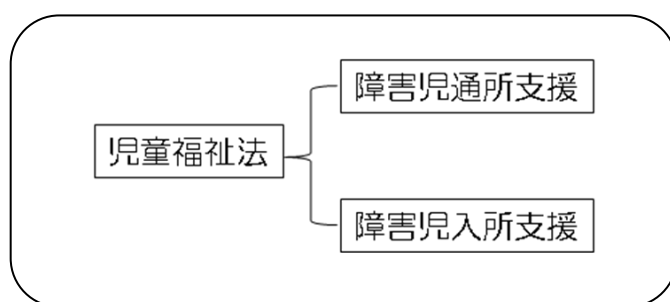
1 計画の性格

平成 28（2016）年に「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律（平成 28（2016）年法律第 65 号）」が成立し、平成 30（2018）年度から障がい児福祉計画の作成が義務付けられました。

本計画では、障害児通所支援等の提供体制を整備し、円滑な実施を確保していくための目標及び見込量、そして見込量を確保するための方策を定めます。

本村の障がい児福祉計画は「村障がい者福祉計画」と一体的に策定します。

〔各種福祉サービスの位置づけ〕



障がい児等が利用できる主な福祉サービスには、児童福祉法に基づく障害児通所支援、障害児入所支援があります。

なお、障がい児も総合支援法に基づく自立支援給付事業、地域生活支援事業が利用できます。

2 国の指針等

（１）障がい児支援の提供体制の確保に関する基本的な考え方

障がい児については、次に掲げる点に配慮して、障がい児及びその家族に対して、乳幼児期から学校卒業まで一貫した効果的な支援を身近な場所で提供する体制の構築を図る。

- ① 地域支援体制の構築
- ② 保育、保健医療、教育、就労支援等の関係機関と連携した支援
- ③ 地域社会への参加、包容（インクルージョン）の推進
- ④ 特別な支援が必要な障がい児に対する支援体制の整備
 - i 重度心身障がい児及び医療的ケア*児に対する支援体制の充実
 - ii 強度行動障がいや高次脳機能障がい等を有する障がい児に対する支援体制の充実
 - iii 虐待を受けた障がい児等に対する支援体制の整備
- ⑤ 障がい児相談支援の提供体制の確保

（２）障がい児支援の提供体制の整備等

障がい児支援の提供のために、以下の点にも配慮しながら、その体制整備を進める。

- ① 重層的な地域支援体制の構築を目指すための児童発達支援センターの配置及び障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進
- ② 難聴児支援のための中核的機能を有する体制の構築
- ③ 主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保
- ④ 医療的ケア*児支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの配置
- ⑤ 障がい児入所施設に入所する児童が成長に応じた環境へ移行できるようにするための移行調整の協議の場の設置

Ⅱ 主な目標

1 障がい児支援の提供体制の充実（成果目標）

（１）障がい児の地域社会への参加・包容を推進する体制の構築整備

児童発達支援センターの設置及び、保育園等の育ちの場において各関係機関と連携を図りながら支援を行う体制づくりを進め、令和８（２０２６）年度末までに体制を構築します。

令和８（２０２６）年度末までに整備します。

（２）児童発達支援センターの設置及び充実

既存の児童発達支援事業所であるたけのこ園、こども課、教育委員会事務局等の関係機関と協議し、令和８（２０２６）年度末までに児童発達支援センターの設置を目指します。

児童発達支援センターの設置	１か所	令和８（２０２６）年度末までに設置します。
---------------	-----	-----------------------

（３）保育所等訪問支援を利用できる体制の構築及び充実

たけのこ園や放課後等デイサービス事業所等と連携し、保育所等訪問支援を行うことができる体制を令和１（２０１９）年度に構築し、村内には令和４（２０２２）年度より新たに１か所設置されました。今後も体制を維持するとともに、更なる充実を検討します。

保育所等訪問支援を利用できる体制の充実	村内に １か所設置済	体制を維持するとともに、 更なる充実を検討します。
---------------------	---------------	------------------------------

(4) 主に重症心身障がい児・医療的ケア*児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保

主に重症心身障がい児を支援する、児童発達支援及び放課後等デイサービスを行うことができる事業所を、圏域内に1か所設置済みです。今後も体制を維持するとともに、更なる充実を検討します。

重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保	圏域内に1か所設置済	圏域内に1箇所設置済みです。今後は更なる充実を図ります。
--	------------	------------------------------

(5) 医療的ケア*児支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの配置

医療的ケア*児が適切な支援を受けられるよう、自立支援協議会を協議の場として位置づけ、医療的ケア*児が必要とする他分野にまたがる支援の利用を調整し、総合的かつ包括的な支援の提供につなげます。

また、令和8（2026）年度までに医療的ケア*児コーディネーターの配置を目指します。

医療的ケア*児支援のための協議の場の設置	設置済	自立支援協議会こども・若者部会を協議の場と位置づけ、協議を続けていきます。
医療的ケア*児コーディネーターの配置	配置予定	令和8（2026）年度までに配置を目指します。

2 活動指標

① 児童発達支援

- ・ たけのこ園等の児童発達支援事業所に通所して、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の獲得、集団との関わりへの支援などを行います。

	第2期計画の実績			第3期計画の見込量		
年度	令和3 (2021)	令和4 (2022)	令和5 (2023)	令和6 (2024)	令和7 (2025)	令和8 (2026)
人日分	150.0	168.8	149.3	180	180	180

■見込み

- ・ 年度ごとに多少の変動がありますが、今後も一定の利用が見込まれます。

■確保策

- ・ 第3期でも、引き続き現状の量に対応できる体制を維持します。

② 放課後等デイサービス

- ・ 就学している障がい児を対象に、授業の終了後または休業日に事業所に通所して、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進などを行います。

	第2期計画の実績			第3期計画の見込量		
年度	令和3 (2021)	令和4 (2022)	令和5 (2023)	令和6 (2024)	令和7 (2025)	令和8 (2026)
人日分	539.9	585.4	705.8	750	800	850

■見込み

- ・ 事業所の増加や早期発見・支援の推進により、特別支援学校（学級）だけでなく小中高等学校からも利用する児童が増加しており、今後も利用量は増加すると見込まれます。

■確保策

- ・ 第3期では、事業所の維持・拡大や人材の確保・育成のための支援策も行いながら、さらなる利用増に対応できるよう努めます。

③ 保育所等訪問支援

- ・ 保育所等に通う障がい児を対象に、保育所等を訪問し、集団生活をしていくうえで必要な力を身に付けるために専門的な支援等を行います。

	第2期計画の実績			第3期計画の見込量		
年度	令和3 (2021)	令和4 (2022)	令和5 (2023)	令和6 (2024)	令和7 (2025)	令和8 (2026)
人日分	0.3	0.8	0.0	6	8	10

■見込み

- ・ 令和3（2021）年度から利用実績があり、今後も利用希望者が増える見込みです。

■確保策

- ・ 第3期では、上記の利用を想定して訪問支援のできる体制を維持します。

④ 居宅訪問型児童発達支援

- ・ 児童発達支援等の障害児通所支援を受けるために外出することが著しく困難な重症心身障がいのある児童に、児童発達支援センターなどから居宅訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の獲得などの支援を行います。

■見込み

- ・ 令和3（2021）年度以降での利用実績はありません。村内に事業所がないため、今後も新たな利用を見込んでいません。

■確保策

- ・ 利用者が見込まれる場合には、確保できるように関係機関と連携していきます。

⑤ 福祉型障害児入所施設

- ・障害児入所施設に入所する障がい児に対して、保護、日常生活の指導及び知識技能の付与を行います。支給決定は都道府県が行います。

■見込み

- ・令和3（2021）年度以降での利用実績はありません。今後も新たな利用を見込んでいません。

■確保策

- ・利用者が見込まれる場合には、確保できるように関係機関と連携していきます。

⑥ 医療型障害児入所施設

- ・障害児入所施設又は指定医療機関に入所等をする障がい児に対して、保護、日常生活指導及び知識技能の付与並びに治療を行います。支給決定は都道府県が行います。

■見込み

- ・令和3（2021）年度以降での利用実績はありません。今後も新たな利用を見込んでいません。

■確保策

- ・利用者が見込まれる場合には、確保できるように関係機関と連携していきます。

⑦ 障害児相談支援

- ・児童福祉法に基づく福祉サービス、教育、その他のサービスを含んだ生活全般にわたり、計画的なプログラムに基づいた自立支援サービスの利用計画を作成するサービスです。

	第2期計画の実績			第3期計画の見込量		
年度	令和3 (2021)	令和4 (2022)	令和5 (2023)	令和6 (2024)	令和7 (2025)	令和8 (2026)
人/月	17.9	21.5	24.4	24	26	28

■見込み

- ・相談件数は増加傾向にあり、今後も相談ニーズについて質・量の両面での対応が求められると見込まれます。

■確保策

- ・第3期では、関連機関との連携強化等による相談対応の質の向上も視野に、利用ニーズに対応できる体制を維持・向上させていきます。

医療的ケア*児等に対する関連分野の支援を調整するコーディネーター

	第3期計画の見込量		
年度	令和6(2024)	令和7(2025)	令和8(2026)
配置人数	1	1	1

発達障がい*児者に対する支援

	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度
ペアレントトレーニングや ペアレントプログラム等の 支援プログラム等の受講者 数及び実施者数	40 人	40 人	40 人
ピアサポート*への活動への 参加人数	ピアサポート*活動について学ぶ機会の設定と、ピアサポート*活動への支援方法を検討。		

資料編

資料1 用語解説

本文中に*で示した用語について、解説します。

< あ行 >

■アクセシビリティ

パソコンやインターネット等の利用のしやすさを表す。パソコンやインターネットは年齢や障がいの有無に関わらず、誰もが簡単に利用できるような環境を整える必要があり、アクセシビリティとはその対応度を計る尺度となるもの。例えば、「画像や音声などには代替表現としてテキストによる注釈をつける。」「マウスの使用が困難な人向けにすべての操作をキーボードだけで行えるようにする。」「視覚障がいの人のための音声読み上げ機能をつける。」などといった方法がある。

■医療的ケア（児）

人工呼吸器の装着やたんの吸引、胃ろう等による栄養の注入などの医療行為を行うこと。医療的ケアを必要とする子どものことを医療的ケア児という。

■インクルーシブ教育

多様な子どもたちが地域の学校に通い、共に学ぶ仕組みのこと。共生社会の形成に向け、同じ場で共に学ぶことを追求するとともに、個別の教育的ニーズに対して、その子のもつ能力や可能性を最大限に伸ばし、社会参加することができるよう、医療、保健、福祉、労働等との連携を強化し、社会全体の様々な機能を活用して教育の充実を図る。

< か行 >

■上伊那圏域障がい者総合支援センター

障がい者が地域で安心して暮らせるよう、福祉サービス・生活・就業等に関する個別相談を行う施設。上伊那圏域の8市町村共同で設置。

■上伊那圏域地域自立支援協議会

上伊那圏域の8市町村共同で設置した、当事者や家族、障がい福祉団体、学校、病院、市町村等で構成する協議会。地域で暮らす障がい児者が、さらに安心してよりよい暮らしを実現するため、上伊那圏域における障がい福祉の方向性や課題等を複数の専門部会を中心に協議している。

■権利擁護ネットワーク上伊那全体協議会

上伊那8市町村、8市町村社会福祉協議会、専門職団体の代表や裁判所等で構成される、上伊那の権利擁護体制の構築について検討する協議会。広域的な取組が必要なものは、この協議会のなかで検討する。

■合理的配慮

障がいのある方が日常生活や社会生活を送る上で妨げとなる社会的障壁を取り除くために、状況に応じて行われる配慮のこと。

■こころの相談

こころの健康問題や人間関係等で悩みを持つ方やそのご家族の相談に、予約制で月1回、専門職（臨床心理士等）が相談に応じる。

< さ行 >

■知っ得福祉サービス

主に障害者手帳（身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳）・特定医療費（指定難病）受給者証・自立支援医療（精神通院）受給者証を取得された方が受けられる支援情報をまとめた冊子。毎年度4月に改訂を行っている。

■市民後見人

弁護士や司法書士等の資格をもたないものの、成年後見に関する一定の知識・態度を身に付けた、社会貢献への意欲や倫理観が高い一般市民による後見人。

■障害者優先調達推進法

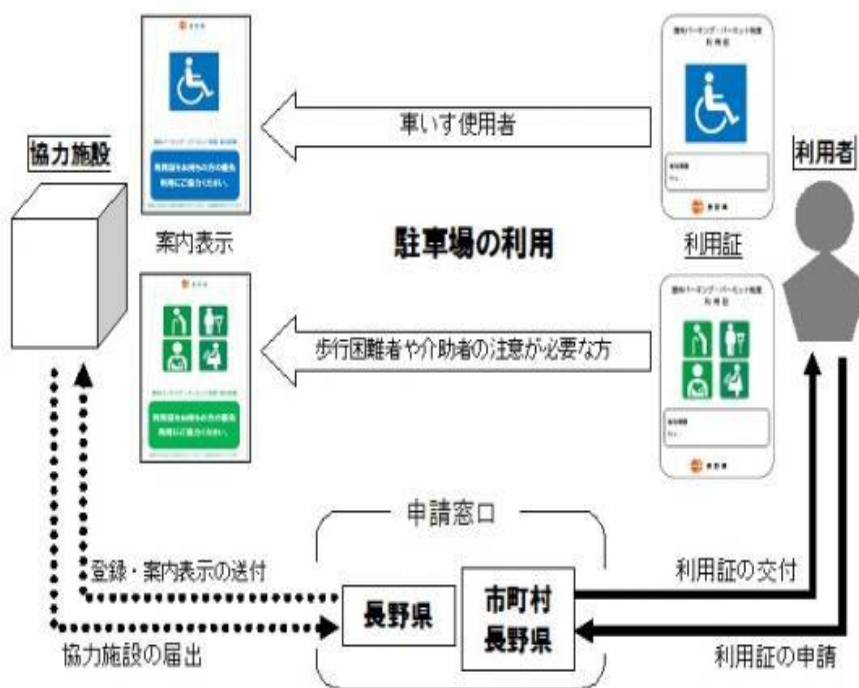
（国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進に関する法律）障がい者就労施設等からの物品等の調達を推進するため、障がい者就労施設等の受注の機会を確保するために必要な事項等を定めることにより、障がい者就労施設等が供給する物品等に対する需要の増進を図るもの。

■信州あいサポート運動

県の事業で、誰もが多様な障がいの特性、障がいのある方への必要な配慮、障がいの有無に関わらずともに生きる社会のあり方などを理解して、障がいのある方に対してちょっとした手助けや配慮を実施することにより、障がいのある方が暮らしやすい地域社会（共生社会）をつくる取組。

■信州パーキング・パーミット制度

役場を中心に商業施設等に専用の駐車区画を設置することで、障がい者や高齢者など移動に配慮が必要な方々が優先的に駐車できる制度。利用するためには役場へ申請し、県内共通の利用証の交付を受ける必要がある。



■ストーマ

手術によって腹部に新しく作られた、便や尿の排泄の出口のこと。人工肛門、人工膀胱。

■成長ダイアリー

環境が変わっても一貫した支援を受けられるようにするために、発達や成長の経過等を記載していく、情報連携ファイル。自立支援協議会の療育部会で作成され、平成28(2016)年度以降上伊那の市町村で導入が進んできている。お子さんの得意なところや苦手なところを整理して、より良い子育て環境を整えたり、次のステージにつながる時にサポートして下さる方々と情報共有し、お子さんの成長を見守るツール。

■成年後見制度

障がい等により判断能力が不十分な人が不利益を被らないように、家庭裁判所に申し立てて、支援する後見人を選任する制度。主な支援内容は重要な契約事項等を支援する財産管理と身体監護。判断能力が不十分になる前に後見人自分で選ぶ任意後見制度もある。判断能力の度合いにより後見、保佐、補助の3類型がある。

< た行 >

■タイムケア事業

家庭において介護を受けている障がい者が、あらかじめ登録しておいた介護者（個人・団体）に介護を依頼することにより、障がい者の地域生活を支援することを目的とする。

< は行 >

■発達障がい

現在では脳機能の障がいと考えられている。「ASD（自閉症スペクトラム）」、「LD（学習障がい）」、「ADHD（注意欠如・多動症）」等がある。

■ピアサポート

自ら障がいや疾病の経験を持ち、その経験を生かしながら、他の障がいや疾病のある障がい者のために支援を行うもの。

■避難行動要支援者

高齢者・障がい者・乳幼児など災害時に配慮が必要な要配慮者のうち特に避難時に支援が必要な者のこと。

■副学籍制度

「副次的学籍制度」の略。“地域の子は地域で育てる”という理念のもと、特別支援学校に在籍する児童・生徒が、居住地区の小学校・中学校（副学籍校）にも学籍を置くこと。

■ヘルプマーク

義足や人工関節を使用している方、内部障がいや難病の方、または妊娠初期の方など、外見から分からなくても援助や配慮を必要としている方々が、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせることができるマーク（JIS 規格）。



< ま行 >

■南箕輪村権利擁護ネットワーク連携協議会

成年後見制度の利用促進や虐待対応に司法・医療・福祉の専門職と連携して取り組むために発足させた協議会。構成員は弁護士・司法書士や医療関係者など様々。それぞれの専門家の顔が見えるネットワークづくりをいちばんの目的としている。

< や行 >

■ユニバーサルデザイン

可能な限り、すべての人々に利用しやすい環境設計と製品のデザインをいう。バリアフリーとの違いは、バリアフリーはもともとあった障壁を取り除くことに対して、ユニバーサルデザインは特別な調整をすることなく最初から取り除かれている点にある。

■ユニバーサルデザインフォント

できるだけ多くの人々が利用可能であるようなデザインを基本コンセプトとしたデザインのことで、人が生活するうえで「使いやすさ、見やすさ」といった細かい部分にも配慮・工夫したデザインフォントのこと。

資料2 南箕輪村福祉計画策定懇話会設置要綱

（設置）

第1条 高齢者及び障がい者等の福祉計画の策定及び見直しに関する検討を行うために、南箕輪村福祉計画策定懇話会（以下「策定懇話会」という。）を設置する。

（任務）

第2条 策定懇話会は、次に掲げる事業を行う。

- (1) 介護保険事業計画の策定及び見直しに関すること。
- (2) 高齢者福祉計画の策定及び見直しに関すること。
- (3) 障がい者福祉計画の策定及び見直しに関すること。
- (4) 地域福祉計画の策定及び見直しに関すること。
- (5) 前号までに掲げるもののほか、この目的を達成するために必要と認める事業

（組織）

第3条 策定懇話会の委員は20人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから村長が任命する。

- (1) 南箕輪村議会
- (2) 南箕輪区長会
- (3) 保健、医療、福祉又は教育の関係者
- (4) 識見を有する者
- (5) その他村長が必要と認めた者

（任期）

第4条 策定懇話会委員の任期は2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前項の規定に関わらず、任期は、現に行っている第2条に規定する計画の策定又は見直しが終了するまで延長することができるものとする。

（会長）

第5条 策定懇話会に会長を置き、委員が互選する。

2 会長は会務を総理し、策定懇話会を代表する。

3 会長に事故あるときは、会長があらかじめ指定した委員が職務を代理する。

（会議）

第6条 策定懇話会は、会長が招集し、会長が議長となる。

（部会）

第7条 策定懇話会に部会を置くことができる。

- 2 部会に属する委員は、会長が指名する。
- 3 部会に部会長を置き、部会に属する委員が互選する。
- 4 部会長は、部会の事務を掌理する。
- 5 部会長に事故あるときは、部会長があらかじめ指定した委員が職務を代理する。

(庶務)

第8条 策定懇話会の庶務は、健康福祉課が行う。

(補則)

第9条 この告示に定めるもののほか、策定懇話会の運営に必要な事項は、村長が別に定める。

資料3 南箕輪村福祉計画策定懇話会委員名簿

任期：令和5（2023）年7月27日～令和7（2025）年7月26日

	所属団体等	氏名	部会
部会長	南箕輪村議会	山崎 文直	高齢者福祉・介護保険部会
	南箕輪村区長会	福澤 一成	高齢者福祉・介護保険部会
会長	南箕輪村社会福祉協議会	宮下 努	障がい者福祉部会
	南箕輪村民生児童委員協議会	唐澤 富美子	高齢者福祉・介護保険部会
	南箕輪村民生児童委員協議会	藤松 保永	障がい者福祉部会
	南箕輪村社協指定居宅介護支援事業所	藤澤 恵美	高齢者福祉・介護保険部会
	上伊那圏域障がい者総合支援センターきらりあ	藤原 香澄	障がい者福祉部会
	グループホームゆりかご南箕輪	山田 思鶴	高齢者福祉・介護保険部会
	長野県社会福祉事業団ほっとジョイブ	落合 尚子	障がい者福祉部会
	放課後等デイサービスほしあい	北原 英行	障がい者福祉部会
	長野県上伊那生活就労支援センターまいさぼ上伊那	小林 治	障がい者福祉部会
	南箕輪村公民館	有賀 克明	高齢者福祉・介護保険部会
	南箕輪村教育委員会	清水 閣成	障がい者福祉部会
部会長	南箕輪村手をつなぐ育成会（障がい者団体）	有賀 一夫	障がい者福祉部会
	南殿シニアクラブ（高齢者団体）	出来 俊昭	高齢者福祉・介護保険部会
	楽笑会（高齢者団体）	土屋 幸子	高齢者福祉・介護保険部会
	南箕輪村医師の代表	高原 健治	高齢者福祉・介護保険部会
	上伊那地区保護司会	西藤 丈司	障がい者福祉部会

（敬称略）

資料4 策定の経過

年月日	主な実施内容
令和4（2022）年9月8日～ 9月30日	障がい者の意識・ニーズ調査の実施
令和5（2023）年7月27日	第1回 南箕輪村福祉計画策定懇話会 ・計画の性格、法的位置づけ、見直しの方針等の確認 ・障がい者の意識・ニーズ調査の結果共有
令和5（2023）年9月20日	第1回 障がい者福祉部会 ・南箕輪村の障がい福祉における課題の整理 ・次期計画で重点的に対応すべき点についての意見交換
令和5（2023）年11月9日	第2回 障がい者福祉部会 ・第7期南箕輪村障がい福祉計画・障がい児福祉計画の素案の確認と意見交換
令和5（2023）年12月7日	第3回 障がい者福祉部会 ・第7期南箕輪村障がい者計画の素案の確認と意見交換
令和5（2023）年12月20日 ～令和6（2024）年1月19日	パブリックコメントの実施
令和6（2024）年1月31日	第2回 南箕輪村福祉計画策定懇話会 ・第7期南箕輪村障がい者福祉計画の成案の確認
令和6（2024）年2月8日	村長へ計画書を提出



「南箕輪村イメージキャラクターまっくん」